

官報

号外 昭和三十三年十二月十九日

第三十二回 衆議院會議録 第六号(その一)

昭和三十三年十二月十九日(金曜日)

午後一時 本会議

○本日の會議に付した案件

昭和三十三年九月の水害による公立の小学校及び中学校の施設の災害復旧に要する経費についての国の負担に関する特別措置法案(内閣提出)

国民健康保険法案(内閣提出)

国民健康保険法施行法案(内閣提出)

出)

礦糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後四時十七分開議

○議長(加藤鐵五郎君) これより會議を開きます。

昭和三十三年九月の水害による公立の小学校及び中学校の施設の災害復旧に要する経費についての国の負担に関する特別措置法案(内閣提出)

○松澤雄藏君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、昭和三十三年九月の水害による公立の小学校及び中学校の施設の災害復旧に要する経費についての国の負担に関する特別措置法案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(加藤鐵五郎君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

○議長(加藤鐵五郎君) 御異議なしと認めます。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

昭和三十三年九月の水害による公立の小学校及び中学校の施設の災害復旧に要する経費についての国の負担に関する特別措置法案

昭和三十三年九月の水害による公立の小学校及び中学校の施設の災害復旧に要する経費についての国の負担に関する特別措置法案を議題といたします。委員長は報告を求めます。文教委員長坂田道太君。

昭和三十三年九月の水害による公立の小学校及び中学校の施設の災害復旧に要する経費についての国の負担に関する特別措置法案

昭和三十三年九月の水害による公立の小学校及び中学校の施設の災害復旧に要する経費についての国の負担に関する特別措置法案

右 国会に提出する。

昭和三十三年十二月十日

内閣総理大臣 岸 信介

昭和三十三年九月の水害による公立の小学校及び中学校の施設の災害復旧に要する経費についての国の負担に関する特別措置法案

昭和三十三年九月の水害による公立の小学校及び中学校の施設の災害復旧に要する経費についての国の負担に関する特別措置法案

法

第一条 この法律は、昭和三十三年九月の水害によつて特に著しい災害を受けた地域における公立の小学校及び中学校の施設の災害のすみやかな復旧を図るため、その災害復旧に要する経費についての国の負担に關して必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第二条 この法律において「公立学校施設」とは、公立の小学校及び中学校の用に供せられる建物、建物以外の工作物、土地及び設備をいう。

2 この法律において「災害」とは、昭和三十三年九月の水害による災害をいう。

(国の負担)

第三条 国は、災害地域における公立学校施設の災害の復旧に要する経費について、その四分の三を負担する。

2 前項に規定する災害地域は、政令で定める。

(経費の種目)

第四条 前条に規定する経費の種目は、本工事費、附帯工事費(買収その他これに準ずる方法により建物を取得する場合にあつては、買収費)及び設備費(以下「工事費」

と総称する。)並びに事務費とする。

(経費の算定基準)

第五条 前条に規定する工事費は、当該公立学校施設を原形に復旧する(原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすること及び原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適当である場合において当該施設に代るべき必要な施設をすることを含む。)ものとして算定するものとする。この場合において、設備費の算定については、政令で定める基準によるものとする。

2 前条に規定する事務費は、前項の規定により算定した工事費に政令で定める割合を乗じて算定するものとする。

(適用除外)

第六条 この法律の規定は、次に掲げる公立学校施設の災害の復旧については、適用しない。

一 建物、建物以外の工作物、土地又は設備の災害による被害の額が一学校ごとにそれぞれ政令で定める額に達しないもの
二 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたもの

昭和三十三年十二月十九日 衆議院會議録第六号(その一)

昭和三十三年九月の水害による公立の小学校及び中学校の施設の災害復旧に要する経費についての国の負担に
関する特別措置法案 国民健康保険法案外一案

五六

のと認められる災害に係るもの

三 著しく維持管理の義務を怠つたことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの

(都道府県への事務費の交付)

第七条 国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が文部大臣の委任に基いてこの法律の実施に関する事務を行うために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

(他の法律との関係)

第八条 この法律により国がその費用の一部を負担する公立学校施設の災害の復旧については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和二十八年法律第二百四十七号)による国の費用負担は行わない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行前に行われた災害地域における公立学校施設の災害の復旧についても適用する。

理 由

昭和三十三年九月の水害によつて生じた公立の小学校及び中学校の施

設の災害復旧に要する経費に対する国の負担割合の特例等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔坂田道太君登壇〕

○坂田道太君 ただいま議題となりました、内閣提出にかかる、昭和三十三年九月の水害による公立の小学校及び中学校の施設の災害復旧に要する経費についての国の負担に関する特別措置法案につきまして、その要旨及び文教委員会における審議の経過と結果について申し上げます。

御承知の通り、公立学校施設の災害復旧につきましては、従来、公立学校施設災害復旧費国庫負担法によつてその災害復旧の促進がはかられていたものでありますが、本年九月の水害によつて特に著しい災害を受けた地域の公立小、中学校の施設につきましては、この法律の適用によるだけでは早急の復旧が困難と考えられ、本案は、この復旧につき、国の負担割合を四分の三に高める特別措置を講じようとするものであります。その適用地域は、これを政令の指定にまかせ、各地の実情に即応せしめることとしており、国の負担

する経費の種目、工事費の算定基準、適用除外等は、すべてこれを一般の例によることとしております。

本案は、去る十二月十日当委員会に付託されて以来、慎重に審議されましたが、特に、本年度の補正予算でどの程度の復旧ができるか、災害地域を政令で指定する基準は何か、適用除外になる被害額の政令の内容は何か、被災校の復旧に当つては鉄筋建等の改良復旧に努力すべきではないか等、各般にわたつて熱心に検討され、これに対し政府委員から懇切な答弁がございましたが、これらの詳細につきましては會議録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて、十二月十九日質疑を終了し、討論を省略して採決の結果、起立総員をもつて本案は原案の通り可決されました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(加藤鐵五郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤鐵五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

国民健康保険法案(内閣提出)

国民健康保険法施行法案(内閣提出)

○松澤雄蔵君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、国民健康保険法案、国民健康保険法施行法案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(加藤鐵五郎君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤鐵五郎君) 御異議なしと認めます。

国民健康保険法案、国民健康保険法施行法案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。社会労働委員長國田直君。

国民健康保険法案

〔本号(その二)に掲載〕

〔報告書は會議録追録に掲載〕

国民健康保険法施行法案

〔本号(その二)に掲載〕

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔國田直君登壇〕

○國田直君 ただいま議題となりました国民健康保険法案及び国民健康保険法施行法案の二法案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びにその結果の概要を御報告申し上げます。

まず、国民健康保険法案について申し上げます。

国民皆保険の達成を重要施策とした政府は、去る第二十八回国会において、これが基礎法として、現行の国民健康保険法の全面的改正を目的とする法律案を提出いたしましたのであります。また、本院解散のため審議未了となり、また、さきの第三十回国会においては本院において修正議決せられたのであります。参議院においてこれまた審議未了に終り、今回三たび本法律案が提出されるに至つた次第であります。

本法案は、前国会における修正点を全面的に加えるとともに、その際行われました審議の経過を参酌し立案せられたのでございますが、次にそのおもなる点について申し上げます。

第一に、国民皆保険体制確立のため、市町村に国民健康保険実施を義務づけたことであり、第二に、療養給付費及び事務費に対する従来の補助金を負担

金に改めるとともに、新たに療養給付金の百分の五に相当する調整交付金制度を設けて国民健康保険財政を調整し、負担の公平及び内容の充実をはかったこと

であります。第三に、従来健康保険に比較して著しく劣っておりました給付範囲を健康保険と同一のものとして給付内容の改善をはかり、また、給付の割合も、大多数の保険者が五割にすぎなかったのを、財政の充実とともに漸進的に向上を期することができるようになしたことであり、第四は、療養担当者制度につきまして従来方式を改め、被保険者は都道府県知事の登録を受けた国民健康保険医または国民健康保険薬剤師から療養を受けることとし、療養の給付の取扱いをなさんとする者は、その旨を都道府県知事に申し出で、これが受理されることを要するものとしたことでもあります。また、診療報酬につきましても、従来の割引等を廃し、健康保険と同一とするなど、その地位の安定をはかつておるのであります。

次に、国民健康保険法施行法案について申し上げます。

本案は、国民健康保険法の施行のため必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の整理を行おうとするものであります。そのおもなる内容について申し上げます。

第一は、国民健康保険の未加入者すみやかに解消せしめる趣旨から、昭和三十六年三月三十一日以前において厚生大臣及び都道府県知事が未実施市町村に対して事業の開始につき勧告または助言を行うことができることとしたことであり、第二は、昭和三十六年三月三十一日までの間は、現に事業を行なっている普通国民健康保険組合及び農業協同組合などの社団法人は引き続き国民健康保険を行うことができることとしたことであります。

第三は、急激な影響を避けるため、当分の間政令で定める範囲の療養の給付を行わないことができる道を開いたことなどであります。

以上の二法案は、十二月十日本委員会に付託せられ、十六日橋本厚生大臣より提案理由の説明を聴取した後、直ちに審議に入り、連日熱心なる質疑応答が行われたのであります。その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて、本日の委員会において質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して小林進委員より反対の意見が述べられ、次いで両法案

について順次採決に入りましたところ、それぞれ多数をもって原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

なお、国民健康保険法案について、自由民主党並びに日本社会党の共同提案にかかる次の附帯決議を付すべき動議が提出せられ、自由民主党の田中正巳委員よりその趣旨の説明がございました。

朗読いたします。

附帯決議

一、政府は国民皆保険の円満なる実施運営を図るため、医療制度と社会保険制度との調整について根本的検討を加え、可及的速かに所要の立法措置等を講ずること。

二、療養担当者の権利保護、苦情処理のため公正なる中立裁定機関を設置すること。

三、政府は可及的速かに国庫負担率及び療養給付率の引き上げに努力すること。

四、国庫負担の概算交付率を引き上げ、その精算措置を速に行うとともに、調整交付金算定の基礎となるべき療養給付費の見込額については、実績と相違が生じないよう努め、万一、相違が生じた際

は、予算の補正等の措置を考慮すること。

五、保険者の事務費に対する補助については、その実情にかんがみ実質的にその全額を国庫において負担するよう措置すること。

なお、診療報酬支払についてはその期日を明確にするよう行政的措置をとること。

かくて、本動議について採決を行いましたところ、全会一致をもって可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(加藤謙五郎君) 両案を一括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(加藤謙五郎君) 起立多数。よつて、両案とも委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

○松澤雄蔵君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。すなわち、こ

の際、内閣提出、蘭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(加藤謙五郎君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。

蘭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事吉川久衛君。

蘭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和三十三年十二月十日

内閣総理大臣 岸 信介

蘭糸価格の安定に関する臨時措置法(昭和三十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「蘭糸価格安定法第十一條第一項の規定により農林大臣の定める額」の下に、「(一万一千二

の、内閣提出、蘭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(加藤謙五郎君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。

蘭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事吉川久衛君。

蘭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和三十三年十二月十九日 衆議院會議録第六号(その一) 繭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

百五十トンを超えない範囲内において農林大臣が定める数量については、政令で定める額)を加える。
第五条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定により政府が生糸又は乾繭を買い入れる場合における当該買入に係る生糸及び乾繭の買入金額の限度は、二百億円とする。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理由

最近における繭及び生糸の需給事情にかんがみ、日本輸出生糸保管株式会社の乾繭の買入価格について特例を定めるとともに、繭糸価格の安定に関する臨時措置法により日本輸出生糸保管株式会社が買入等を行つて保管する生糸又は乾繭の政府買入につき定められた買入限度額を増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔吉川久衛君登壇〕

○吉川久衛君 ただいま議題となりました、内閣提出、繭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

去る六月の特別国会において、最近の異常な需給の不均衡による糸価の低落に対処し、繭糸の価格安定を目的として、繭糸価格の安定に関する臨時措置法が制定されましたことは、各位の十分御承知のところでありまゝ。政府は、この法律に基き、自来、日本輸出生糸保管株式会社の買入等を行つて保管する生糸又は乾繭の政府買入につき定められた買入限度額を増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

その内容につき概要を申し上げます。第一は、本法による日本輸出生糸保管株式会社の繭の買入価格を、約三百万貫の範囲内の量については、政令で定める額に保管費用等を加算した額とする。第二は、右に関連して、同会社が買い入れ等によつて入手した生糸または乾繭を政府が買い入れる場合の買い入れ限度額を五十億円増額し、国庫債務負担行為の総額を二百億円とすることでありまゝ。

本案は、さきの臨時国会に提案されたものと全く同一のものでありまして、あらためて十二月十日政府から提出され、十六日提案理由の説明が行われ、次いで佐藤大蔵大臣、三浦農林大臣等に対し質疑を行いました。詳細はこれを省略いたします。

本案に対しては、日本社会党を代表し、高田委員から修正案が提出されました。その内容は、一、日本輸出生糸保管株式会社の繭の買入価格に政令で特例を定めるところとした点を削除すること、二、政府が生糸または乾繭を買い入れる場合の買い入れの限度額を二百億円を二百五十億円に引き上げること、以上の趣旨のものであります。本修正案につきましては、三浦農林大臣より、内閣としては反対である旨の意見が述べられました。

次いで、討論を省略して、この修正案の可否を採決いたしました。多数をもって否決せられ、次いで政府原案を採決いたしましたところ、多数を

もつて可決すべきものと議決した次第であります。

以上をもつて報告を終わります。

〔拍手〕

○議長(加藤五郎君) 本案に対しては、石田有全君外十五名から成規により修正案が提出されております。修正案の趣旨弁明は提出者から省略の申し出があります。

繭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案に対する修正案

右の議案を提出する。

昭和三十三年十二月十九日

提出者

石田 有全	赤路 友藏
日野 吉夫	足鹿 覺
角屋堅次郎	神田 大作
久保田 豊	栗林 三郎
實川 清之	中澤 茂一
中村 時雄	西村 関一
芳賀 貢	松浦 定義
高田 富之	栗原 俊夫

賛成者

阿部五郎外百四十八名

繭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案に対する修正

繭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三条第二号の改正規定を削る。

第五条第三項の改正規定中「二百億円」を「二百五十億円」に改める。

本修正の結果必要とする経費は、約五十億円の見込である。

○議長(加藤五郎君) これより討論に入ります。角屋堅次郎君。

〔角屋堅次郎君登壇〕

○角屋堅次郎君 私は、日本社会党を代表し、ただいま議題となりました繭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について、わが党の主張と立場を明らかにしつつ、政府原案に反対の討論を行わんとするものであります。(拍手)

政府原案は、委員長報告にも明らかに通り、第二十九特別国会において成立した繭糸価格の安定に関する臨時措置法のうち、第三条第二号及び第五条第三項を改正して、混乱と動搖のまっただ中に放置されておる本年度の夏秋蚕繭について、日本輸出生糸保管株式

会社が、三百萬圓の範囲内において、繭一貫目千二百円で買入れんとするものであります。これは、繭糸価格安定法によって決定された本生糸年度の繭一貫目千四百円の最低価格を明らかに無視するものであつて、断じて百万養蚕農家の容認し得ないところであります。(拍手)

申し上げるまでもなく、日本の蚕糸業は固有の伝統と確固たる基盤を有するわが国産業の大宗であつて、これが消長は單に百万養蚕農家、製糸業者等の死活に関する問題たるにとどまらず、更に、日本経済、特に貿易の振興に多大の影響を有することは、各位のすでに御承知の通りであります。終戦時、日本の蚕糸業は一時壊滅状態に相なりましたが、その後、政府の増産政策を全面的に信頼して、營々辛苦、今日の隆盛を見るに至りました。私は、この機会に、全国百万の養蚕農家、製糸業者等の努力に対し深甚の敬意を表するものであります。

しかるに、昨年の秋以来、日本の蚕糸業は、世界経済の全般的な後退傾向、化学繊維との競合、中共生糸の進出等の事情もあつて需給の変調を招来したのであります。特に、内外の情勢に即応する政府の施策が常に後手と

なり、情勢判断も甘く、総合一貫した方針の欠如のために、まる一年間混乱と動搖の中に終始せしめた責任はきわめて重大であります。(拍手)

わが党は、第二十九特別国会において、政府より繭糸価格の安定に関する臨時措置法が提案された際、夏秋蚕対策が、無謀な二割生産制限以外何らこの法案の中に考慮されていない点を指摘し、これが修正を要求して戦つたのであります。事態はまさにわれわれの予見した通り、春蚕で一時期直した繭糸価格も、夏に入るとともに暴落を重ね、生糸はついに十六萬圓を割り、繭も現在掛目協定の過程にありますが、一貫目農家手取り千百圓という現状であります。その間、わが党は、特別国会終了後も、夏秋蚕対策について、繭糸価格安定法を順守すべきわが党の方針を明らかにしつつ、政府の善処を要求したのであります。政府の方針未決定のゆゑをもつて、しばしば委員会が流され、第三十臨時国会も政府から具体的な成果が明示されるに至らず、今日を迎え、今ここに繭糸価格安定法を有名無実にする本法案を提示して事足れりとしていることは、明らかに養蚕業界の要望と期待を裏切るものであつて、断じて蚕糸行政の現在及

び将来の発展のためにならないと存するものであります。(拍手)

わが党が本案に反対する第一の理由は、本生糸年度政府が約束した繭糸価格を全く無視して政治の責任性を破壊していること、第二に、今後の蚕糸業の恒久対策が何ら明示されていないこと、第三に、夏秋蚕の二割生産制限に伴う桑苗、桑園等の整理等の補償、助成措置等が單に申しわけ程度であること等でありまして、政府が本年春総選挙の際公約した蚕糸業振興の片りんもここにありやと問いたないのであります。(拍手)

特に、三浦農林大臣は、農政の先輩として大いなる期待を持たれて登壇したのであります。特別国会以来の三浦農政は、蚕糸問題を見ても、酪農対策、災害対策、さらに大きく日本農政の方針をいすこに持つていかんとするのか、今日までの実績では、いたずらに左顧右盼して定見なく、蚕糸行政についても、佐藤大蔵大臣が農林大臣であるかのごとき放言を許して、業界にいたずらなる混乱を助長していることは、六百万農家のために、この際嚴重なる警告を發せざるを得ないのでございませう。(拍手)

わが党の夏秋蚕対策に関する方針は、農林水産委員会において修正案として提示した通りであつて、政治の責任性の立場から、本生糸年度における繭一貫目千四百円の価格は全国百万養蚕農家のためにあくまでも堅持し、来年度以降の問題については、内外の情勢を十分分析検討して、すみやかに恒久対策を樹立し、もつて日本蚕糸業の発展を期すべきことを主張するものであります。

ここに、わが党を代表して、政府原案に反対し、われわれの正論を申し上げて、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(加藤鐵五郎君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず、本案に対する石田有全君外十五名提出の修正案につき採決いたします。石田有全君外十五名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(加藤鐵五郎君) 起立少数。

よつて、修正案は否決されました。

次に、本案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(加藤鐵五郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(加藤鐵五郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十二分散会

出席國務大臣

内閣總理大臣 岸 信介君

文部大臣 灘尾 弘吉君

厚生大臣 橋本 龍伍君

農林大臣 三浦 一雄君

出席政府委員

厚生省保険局長 太宰 博邦君

○明説を省略した報告

(議決通知)

一、昨十八日鈴木事務総長から福井裁判官訴追委員会委員長及び河野参議院事務総長宛、本院は裁判官訴追委員予備員森三樹二君死去につきその補欠として大貫大八君を選任し、同君の職務を行う順序は第三順位と指定した旨通知した。

一、昨十八日本院は中央選挙管理委員会及び同予備委員を次の通り指名議決した旨参議院に通知した。

昭和三十三年十二月十九日 衆議院會議録第六号(その一) 議長の報告

中央選挙管理委員会

山浦 貫一君 中御所経民君
芹澤 彰衛君 山崎 廣君
松村真一郎君

同 予備委員

近藤 英明君 小島 憲君
藤牧 新平君 岡崎 三郎君
赤木 正雄君

一、昨十八日本院は衆議院議員北村徳太郎君、同佐藤觀次郎君及び参議院議員林屋亀次郎君が国立近代美術館評議員会評議員に就くことができる

と議決した旨内閣に通知した。
一、昨十八日本院は参議院議員勝保君が結核予防審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。
一、昨十八日本院は衆議院議員五十嵐吉蔵君及び参議院議員重政庸徳君が蚕糸業振興審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。
一、昨十八日本院は公正取引委員会委員に入江一郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、昨十八日本院は原子力委員会委員に石川一郎君及び兼重寛九郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、昨十八日本院は日本銀行政策委員会委員に山添利作君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、昨十八日本院は文化財保護委員会委員に細川護立君及び川北嶺一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、昨十八日本院は運輸審議会委員に加藤閔男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、昨十八日本院は日本電信電話公社経営委員会委員に大和田健二君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(指名通知)

一、昨十八日本院は鉄道建設審議会委員に衆議院議員久保田鶴松君を指名した旨内閣に通知した。

(応召議員)

一、今十九日召集に応じた議員は次の通りである。

一、昨十八日本院は公正取引委員会委員に入江一郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、昨十八日本院は原子力委員会委員に石川一郎君及び兼重寛九郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(常任委員辞任)

一、昨十八日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

太田 一夫君 久保田 豊君
法務委員
三宅 正一君 赤松 勇君外務委員
大西 正道君 高田 富之君
横路 節雄君大蔵委員
久保田鶴松君 山花 秀雄君
横路 節雄君 石村 英雄君
大西 正道君 小松 幹君農林水産委員
久保田 豊君 松浦 定義君
太田 一夫君
予算委員
石村 英雄君 小松 幹君
久保田鶴松君 山花 秀雄君決算委員
横山 利秋君 三宅 正一君
(常任委員補欠選任)
一、昨十八日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。地方行政委員
久保田 豊君 太田 一夫君
法務委員
赤松 勇君 三宅 正一君

外務委員

横路 節雄君 松浦 定義君
大西 正道君

大蔵委員

石村 英雄君 小松 幹君
大西 正道君 久保田鶴松君
横路 節雄君 山花 秀雄君農林水産委員
太田 一夫君 高田 富之君
久保田 豊君予算委員
久保田鶴松君 山花 秀雄君
石村 英雄君 小松 幹君決算委員
三宅 正一君 横山 利秋君
(特別委員選任)
一、昨十八日議長において、次の通り特別委員を指名した。海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員
逢澤 寛君 井原 岸高君
稲葉 修君 白井 莊一君
河野 孝子君 田口長治郎君
田中 龍夫君 高橋 等君
中山 マサ君 野澤 清人君
長谷川 峻君 藤枝 泉介君
細田 義安君 本名 武君
八木 徹雄君 山下 春江君
西ヶ久保重光君 今村 等君

受田 新吉君 大貫 大八君

角屋堅次郎君 金丸 徳重君

戸叶 里子君 北條 秀一君

山口シヅエ君

公職選挙法改正に関する調査特別委員
岡崎 英城君 加藤 高蔵君
鐵治 良作君 倉成 正君
藏内 修治君 田中 正巳君
高橋清一郎君 高橋 禎一君
橋本登美三郎君 服部 安司君
古川 丈吉君 三田村武夫君
南 好雄君 村瀬 宣親君
森 清君 早稲田神右衛門君
柏 正男君 小松 幹君阪上安太郎君 島上善五郎君
滝井 義高君 土井 直作君
中井徳次郎君 矢尾喜三郎君
山下 榮二君科学技術振興対策特別委員
赤澤 正道君 秋田 大助君
天野 公義君 小川 平二君
菅野和太郎君 小金 義照君
小坂善太郎君 小平 久雄君
佐々木盛雄君 正力松太郎君
中曾根康弘君 丹羽喬四郎君
西村 英一君 平野 三郎君
保科善四郎君 前田 正男君
石野 久男君 内海 清君

岡 良一君 岡本 隆一君
田中 武夫君 辻原 弘市君
堂森 芳夫君 原 茂君
松前 重義君
国土総合開発特別委員

五十嵐吉蔵君 今井 耕君
志賀健次郎君 篠田 弘作君
進藤 一馬君 薄田 美朝君
田邊 國男君 丹羽 兵助君
橋本 正之君 原田 憲君
福家 俊一君 福田 一君
松澤 雄蔵君 松田 鐵蔵君
八木 一郎君 亘 四郎君
足鹿 覺君 石山 權作君
小川 豊明君 兒玉 末男君
竹谷源太郎君 館 俊三君
中島 巖君 西村 関一君
長谷川 保君

(議案提出)

一、今十九日議員から提出した議案は次の通りである。

礦糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案に対する修正案(石田省全君外十五名提出)

(議案送付)

一、昨十八日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

一、昨十八日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨十八日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

憲法調査会法の一部を改正する法律案

科学技術会議設置法案

司法試験法の一部を改正する法律案

公共用水域の水質の保全に関する法律案

工場排水等の規制に関する法律案

住宅金融公庫法及び北海道防塞住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の充渡の特例に関する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案

産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律案

海上運送法の一部を改正する法律案

官報

号外 昭和三十三年十二月十九日

第三十二回衆議院會議録 第六号(その二)

〔本号(その二)参照〕

国民健康保険法案

右
国会に提出する。

昭和三十三年十二月十日

内閣総理大臣 岸 信介

国民健康保険法

国民健康保険法(昭和三十三年法律第六十号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 市町村(第五条—第十二条)

第三章 国民健康保険組合

第一節 通則(第十三条—第二十二條)

第二節 管理(第二十三条—第三十一条)

第三節 解散及び合併(第三十二條—第三十四條)

第四節 雑則(第三十五條)

第四章 保険給付

第一節 療養の給付(第三十六條—第五十七條)

第二節 その他の給付(第五十八條)

第三節 保険給付の制限(第五十九條—第六十三條)

第四節 雑則(第六十四條—第六十八條)

第五章 費用(第六十九條—第八十一条)

第六章 保健施設(第八十二條)

第七章 国民健康保険団体連合会(第八十三條—第八十六條)

第八章 診療報酬審査委員会(第八十七條—第九十條)

第九章 審査(第九十一條—第九十七條)

第十章 監督(第九十八條—第九十九條)

第十一章 雑則(第一百條—第一百二十條)

第十二章 罰則(第一百二十一條—第一百二十八條)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(国民健康保険)

第二条 国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に關して必要な保険給付を行うものとする。

(保険者)

第三条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。

2 国民健康保険組合は、この法律の定めるところにより、国民健康

保険を行うことができる。

(国及び都道府県の義務)

第四条 国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるようにつとめなければならない。

2 都道府県は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるように、必要な指導をしなければならない。

第二章 市町村

(被保険者)

第五条 市町村又は特別区(以下単に「市町村」といふ)の区域内に住する者(以下「市町村民」といふ)は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。

(適用除外)

第六条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市町村が行う国民健康保険の被保険者とならない。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定による被保険者

二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による被保険者

三 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)、公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三百三十四

号)、市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)又は私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)に基く共済組合の組合員

四 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法(他の法律において準用する場合を含む)、公共企業体職員等共済組合法又は市町村職員共済組合法の規定による被扶養者

五 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)第八

条の規定により日雇労働者健康保険被保険者手帳の交付を受け

て一年を経過しない者及び同法の規定によるその者の被扶養者

(資格喪失の時期)

第八条 市町村が行う国民健康保険の被保険者は、当該市町村の区域内に住する者となつた日の翌日又は第六条各号(第七号を除く)のいずれかに該当するに至つた日の翌日から、その資格を喪失する。ただし、当該市町村の区域内に住する者となつた日に他の市町村の区域内に住するに至つたときは、その日から、その資格を喪失する。

2 市町村が行う国民健康保険の被保険者は、第六条第七号に該当するに至つた日から、その資格を喪失する。

(届出等)

第九条 被保険者の属する世帯の世帯主(以下単に「世帯主」といふ)は、厚生省令の定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に關する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。

2 世帯主は、市町村に対し、その世帯に属するすべての被保険者に關する被保険者証の交付を求めることができる。

3 世帯主は、その世帯に属するすべての被保険者がその資格を喪失したときは、厚生省令の定めるところにより、すみやかに、市町村にその旨を届け出るとともに、被保険者証を返還しなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、被保険者に關する届出及び被保険者証に關して必要な事項は、厚生省令で定める。

(特別会計)

第十条 市町村は、国民健康保険に關する収入及び支出について、政

令の定めるところにより、特別会計を設けなければならない。
(国民健康保険運営協議会)

第二十一条 国民健康保険事業の運営に關する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に關して必要な事項は、政令で定める。

(条例の協議)
第十二条 市町村は、政令で定める事項に關し、条例を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

第三章 国民健康保険組合

第一節 通則

(組織)
第十三条 国民健康保険組合(以下「組合」という)は、同種の事業又は業務に従事する者で当該組合の地区内に住所を有するものを組合員として組織する。

2 前項の組合の地区は、一又は二以上の市町村の区域によるものとする。ただし、特別の理由があるときは、この区域によらないことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、第六条各号(第七号を除く。以下この節において同じ)のいずれかに該当する者及び他の組合が行う国民健康保険の被保険者である者は、組合員となることができる。ただし、その者の世帯に同条各号のいずれにも該当せず、かつ、他の組合が行う国民健康保険の被保険者でない者があるときは、この限りでない。

4 第一項の規定にかかわらず、組合に使用される者で、第六条各号

のいずれにも該当せず、かつ、他の組合が行う国民健康保険の被保険者でないものは、当該組合の組合員となることができない。

(人格)
第十四条 組合は、法人とする。

(名称)
第十五条 組合は、その名称中に「国民健康保険組合」という文字を用いなければならない。

2 組合以外の者は、「国民健康保険組合」という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

(住所)
第十六条 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(設立)
第十七条 組合を設立しようとするときは、主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の認可の申請は、十五人以上の発起人が規約を作成し、組合員となるべき者三百人以上の同意を得て行うものとする。

3 都道府県知事は、第一項の認可の申請があつた場合においては、当該組合の地区をその区域に含む市町村の長の意見をきき、当該組合の設立によりこれらの市町村の国民健康保険事業の運営に支障を及ぼさないことを認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

4 組合は、設立の認可を受けた時に成立する。
(規約の記載事項)
第十八条 組合の規約には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 名称
- 二 事務所の所在地
- 三 組合の地区及び組合員の範囲
- 四 組合員の加入及び脱退に關する事項
- 五 被保険者の資格の取得及び喪失に關する事項
- 六 役員に關する事項
- 七 組合会に關する事項
- 八 保険料に關する事項
- 九 準備金その他の財産の管理に關する事項
- 十 公告の方法
- 十一 前各号に掲げる事項のほか厚生省令で定める事項

(被保険者)
第十九条 組合員及び組合員の世帯に屬する者は、当該組合が行う国民健康保険の被保険者とする。ただし、第六条各号のいずれかに該当する者及び他の組合が行う国民健康保険の被保険者は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、組合は、規約の定めるところにより、組合員の世帯に屬する者を包括して被保険者とし、ことができる。

(資格取得の時期)
第二十条 組合が行う国民健康保険の被保険者は、当該組合の組合員若しくは組合員の世帯に屬する者となつた日又は第六条各号のいずれにも該当しなかつた日若しくは他の組合が行う国民健康保険の被保険者でなくなつた日から、その資格を取得する。

(資格喪失の時期)
第二十一条 組合が行う国民健康保険の被保険者は、組合員若しくは組合員の世帯に屬する者でなくなつた日の翌日又は第六条各号のいずれかに該当するに至つた日の翌

日から、その資格を喪失する。ただし、組合員又は組合員の世帯に屬する者でなくなつたことにより、市町村又は他の組合が行う国民健康保険の被保険者となつたときは、その日から、その資格を喪失する。

(運用規定)
第二十二条 第九条の規定は、組合が行う国民健康保険の被保険者に關する届出及び被保険者証について準用する。この場合において、同条中「被保険者の属する世帯の世帯主」又は「世帯主」とあるのは「組合員」と、「市町村」とあるのは「組合」と読み替へるものとする。

第二節 管理

(役員)
第二十三条 組合に、役員として、理事及び監事は置く。

2 理事の定数は五人以上、監事の定数は二人以上として、それぞれ規約で定める。

3 理事及び監事は、規約の定めるところにより、組合員のうちから組合会で選任する。ただし、特別の事情があるときは、組合員以外の者のうちから組合会で選任することを妨げない。

4 理事及び監事の任期は、三年をこえない範囲内において、規約で定める。

(役員の職務)
第二十四条 理事は、規約の定めるところにより、組合の業務を執行し、及び組合を代表する。

2 組合の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数で決する。

3 監事は、組合の業務の執行及び財産の状況を監査する。

(理事の専決処分)
第二十五条 組合会が成立しないとき、又はその議決すべき事項を議決しないときは、理事は、都道府県知事の指揮を受け、その議決すべき事項を処分することができる。

2 組合会において議決すべき事項に關し臨時急務を要する場合において、組合会が成立しないとき、又は組合会が招集する暇がないときは、理事は、その議決すべき事項を処分することができる。

3 前二項の規定による処分については、理事は、その後最初に招集される組合会に報告しなければならない。

(組合会)
第二十六条 組合に組合会を置く。

2 組合会は、組合会議員をもつて組織するものとし、組合会議員の定数は、組合員の総数の二十分の一を下らない範囲内において、規約で定める。ただし、組合員の総数が六百人をこえる組合にあつては、三十人以上であることをもつて足りる。

3 組合会議員は、規約の定めるところにより、組合員が、組合員のうちから選任する。

4 組合会議員の任期は、三年をこえない範囲内において、規約で定める。

(組合会の議決事項)
第二十七条 次の各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

- 一 規約の変更
- 二 借入金の借入及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法
- 三 収入支出の予算
- 四 決算

五 予算をもつて定めるものを除くほか、組合の負担となるべき契約

六 準備金その他重要な財産の処分

七 訴訟の提起及び和解

八 前各号に掲げる事項のほか、規約で組合会の議決を経なければならぬものと定めた事項

2 前項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項の議決は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第十七条第三項の規定は、組合の地区の拡張に係る規約の変更に關する前項の認可について準用する。

(組合会の招集)

第二十八條 理事は、規約の定めるところにより、毎年度一回通常組合会を招集しなければならない。

2 組合会議員が、その定数の三分の一以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を組合に提出して組合会の招集を請求したときは、理事は、その請求があつた日から起算して二十日以内に、臨時組合会を招集しなければならない。

(選挙権及び議決権)

第二十九條 組合員は、各自一箇の選挙権を有し、組合会議員は、各自一箇の議決権を有する。

(組合会の権限)

第三十條 組合会は、組合の事務に關する書類を検査し、理事若しくは監事の報告を請求し、又は事務の管理、議決の執行若しくは出納を検査することができる。

2 組合会は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の

権限に屬する事項を行はせることができる。

(民法の準用)

第三十一條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條、第五十四條から第五十七條まで及び第六十六條の規定は、組合について準用する。この場合において、同法第五十五條中「定款」とあるのは「規約」と、「總會」とあるのは「組合会」と、同法第五十六條中「裁判所ハ利害關係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「都道府県知事ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ」と、同法第六十六條中「社員」とあるのは「組合会議員」と読み替へるものとする。

第三節 解散及び合併

(解散)

第三十二條 組合は、次の各号に掲げる理由により解散する。

一 規約で定めた解散理由の発生

二 規約で定めた解散理由の発生

三 前項第九條第四項の規定による解散命令

四 合併

2 組合は、前項第一号又は第二号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

(合併)

第三十三條 組合は、合併しようとする場合においては、組合会においてその旨を議決しなければならない。

2 組合が合併した場合において、合併により新たに設立された組合又は合併後存続する組合は、合併により消滅した組合の権利義務(その組合が、国民健康保険事業に關し、行政庁の許可、認可そ

の他の処分に基いて有する権利義務を含む。)を承継する。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第三十四條 民法第七十二條から第七十六條まで、第七十七條(届出に關する部分に限る)、第七十八條から第八十條まで、第八十二條及び第八十三條並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三十六條から第三十七條まで及び第三十八條の規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十二條及び第七十四條中「定款」とあるのは「規約」と、「總會」とあるのは「組合会」と、同法第七十二條、第七十七條及び第八十三條中「主務官庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替へるものとする。

第四章 雑則

(政令への委任)

第三十五條 この章に規定するもののほか、組合の管理、財産の保管その他組合に關して必要な事項は、政令で定める。

第一章 療養の給付

第一節 療養の給付

第三十六條 市町村及び組合(以下「保険者」といふ)は、被保険者の疾病及び負傷に關しては、次の各号に掲げる療養の給付を行う。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

2 前項第四号から第六号までに定める給付は、政令で定める場合及

び保険者が必要と認める場合に限る、行うものとする。

3 第一項第一号から第四号までに定める療養は、第三十八條に規定する登録を受けた医師若しくは歯科医師(以下「国民健康保険医」といふ)又は同条に規定する登録を受けた薬剤師(以下「国民健康保険薬剤師」といふ)が担当するものとする。

4 次条の規定により療養の給付を取り扱う旨の申出を受理された病院、診療所及び薬局(以下「療養取扱機関」といふ)の開設者は、当該機関において業務に従事する国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師に対し、その者が前項の規定により担当する療養を実施するにつき、必要な措置を講じなければならない。

5 被保険者が第一項第一号から第四号までに定める給付を受けようとするときは、自己の選定する療養取扱機関に被保険者証を提出し、そのものについて受けるものとする。ただし、厚生省令で定める場合に該当するときは、被保険者証を提出することを要しない。

6 第一項第五号及び第六号に定める給付は、医師又は歯科医師の意見を聞いて行うものとする。

(療養取扱機関)

第三十七條 病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、療養の給付を取り扱うものとするときは、病院若しくは診療所又は薬局ごとに、その所在地の都道府県知事にその旨を申し出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による申出があつた場合において、その受理を拒むには、地方社会保

險医療協議会の議によらなければならない。

3 療養取扱機関以外の病院若しくは診療所又は薬局につき健康保険法第四十三條ノ三第一項の規定による保険医療機関又は保険薬局の指定があつたときは、その指定の時に、当該病院若しくは診療所又は薬局につき第一項の申出の受理があつたものとみなす。ただし、その開設者が厚生省令の定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

4 健康保険法第四十三條ノ十二の規定による保険医療機関又は保険薬局の指定の取消は、前項本文の規定により療養取扱機関とみなされたものの地位に影響を及ぼすものではない。

5 療養取扱機関は、その所在地の都道府県及びその開設者が所在地の都道府県知事に申し出たその他の都道府県知事の区域内の被保険者(組合の場合にあつては、その区域内に主たる事務所がある組合とする)及びその被保険者に係る被保険者に対する関係においてのみ、療養取扱機関たるものとする。

(国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録)

第三十八條 第三十六條第三項に規定する療養を担当しようとする医師若しくは歯科医師又は薬剤師は、都道府県知事の登録を受けなければならない。

第三十九條 国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師の登録は、医師若しくは歯科医師又は薬剤師の申請に基づき、その住所地の都道府県知事が行う。

2 診療所又は薬局が医師若しくは歯科医師又は薬剤師が開設したも

のであり、かつ、当該開設者である医師若しくは歯科医師又は薬剤師のみが診療又は調剤に従事しては薬局につき第三十七条の規定による療養の給付を取り扱う旨の申出の受理があつたときは、その申出の受理の時に、当該医師若しくは歯科医師又は薬剤師につき前項の登録があつたものとみなす。

3 国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師以外の医師若しくは歯科医師又は薬剤師につき健康保険法第四十三条ノ五の規定による保険医又は保険薬剤師の登録があつたときは、その登録の時に、当該医師若しくは歯科医師又は薬剤師につき第一項の登録があつたものとみなす。ただし、当該医師若しくは歯科医師又は薬剤師が厚生省令の定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

4 前三項の場合において、当該医師若しくは歯科医師又は薬剤師が、この法律の規定により国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師の登録を取り消され、二年を経過しないものであるときは、都道府県知事は、第一項の登録を拒み、又は同項の登録があつたものとみなさないこととすることができる。

5 健康保険法第四十三条ノ十三の規定による保険医又は保険薬剤師の登録の取消は、第三項本文の規定により国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師とみなされた者の地位に影響を及ぼすものではない。

(療養取扱機関等の責務)
第四十条 療養取扱機関において行われる療養の給付に関する準則については、厚生省令で定めるもの

のほか、健康保険法第四十三条ノ四第一項及び第四十三条ノ六第一項の規定による命令の例による。(厚生大臣又は都道府県知事の指導)
第四十一条 国民健康保険医、国民健康保険薬剤師及び療養取扱機関は、療養の給付に關し、厚生大臣又は都道府県知事の指導を受けなければならない。

(療養の給付を受ける場合の一部負担金)
第四十二条 第三十六条第五項の規定により療養取扱機関について療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、当該給付につき第四十五条第二項又は第三項の規定により算定した額の二分の一に相当する額を、一部負担金として、当該療養取扱機関に支払わなければならない。

2 療養取扱機関は、前項の一部負担金(次条第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、同条第二項に規定する療養取扱機関にあつては、当該減ぜられた割合による一部負担金とし、第四十四条第一項第一号の措置がとられたときは、当該減額された一部負担金とする。)の支払を受けるべきものとし、療養取扱機関が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることにつとめたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わなかつたときは、保険者は、当該療養取扱機関の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。

第四十三条 保険者は、政令の定めるところにより、条例又は規約

で、前条第一項に規定する一部負担金の割合を減ずることができ、前項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、保険者が開設者の同意を得て定める療養取扱機関について、療養の給付を受ける被保険者は、前条第一項の規定にかかわらず、その減ぜられた割合による一部負担金を当該療養取扱機関に支払うをもつて足りる。

3 第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられた場合において、被保険者が前項に規定する療養取扱機関以外の療養取扱機関について療養の給付を受けたときは、保険者は、当該被保険者が前条第一項の規定により当該療養取扱機関に支払つた一部負担金と第一項の規定により減ぜられた割合による一部負担金との差額を当該被保険者に支給しなければならない。

4 市町村は、当該市町村に係る被保険者の大多数につき前条第一項並びに第一項及び第二項の規定によりがたい特別の事情があると認める場合において、都道府県知事の承認を受けたときは、条例で、当該市町村が開設者の同意を得て定める療養取扱機関について療養の給付を受ける被保険者から、当該療養取扱機関に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収するものとすることができる。

5 前項の被保険者は、前条第一項及びこの条第二項の規定にかかわらず、一部負担金を療養取扱機関に支払うことを要しない。
第四十四条 保険者は、特別の理由がある被保険者で、療養取扱機関に前二条の規定による一部負担金を

を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置をとることができる。
一 一部負担金を減額すること。
二 一部負担金の支払を免除すること。
三 療養取扱機関に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

2 前項の措置を受けた被保険者は、第四十二条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた被保険者にあつては、その減額された一部負担金を療養取扱機関に支払うをもつて足り、同項第二号又は第三号の措置を受けた被保険者にあつては、一部負担金を療養取扱機関に支払うことを要しない。

3 前条第四項の場合においては、市町村は、特別の理由がある被保険者で、同項の規定による一部負担金を納付することが困難であると認められるものに対し、その一部負担金を減免し、又はその徴収を猶予することができる。
(療養取扱機関の診療報酬)
第四十五条 保険者は、療養の給付に關する費用を療養取扱機関に支払うものとし、療養取扱機関が療養の給付に關し保険者に請求することができ、療養取扱機関は、療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に關し被保険者(第五十七條に規定する場合にあつては、世帯主又は組合員)が当該療養取扱機関に対して支払わなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。

2 前項の療養の給付に要する費用の額の算定については、健康保険

法第四十三条ノ九第二項の規定による厚生大臣の定の例による。
3 保険者は、都道府県知事の認可を受け、療養取扱機関との契約により、当該療養取扱機関において行われる療養の給付に關する第一項の療養の給付に要する費用の額につき、前項の規定により算定される額の範囲内において、別段の定をすることができる。

4 保険者は、療養取扱機関から療養の給付に關する費用の請求があつたときは、第四十条に規定する準則並びに第二項に規定する額の算定方法及び前項の定に照らして審査した上、支払うものとする。
5 保険者は、前項の規定による審査及び支払に關する事務を都道府県及び区域を區域とする国民健康保険団体連合会(加入している被保険者の数がその区域内の被保険者の総数の三分の二に達しないものを除く)又は社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二十

九号)による社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。
6 前五項に規定するもののほか、療養取扱機関の療養の給付に關する費用の請求に關して必要な事項は、厚生省令で定める。
(療養取扱機関の報告等)
第四十六条 厚生大臣又は都道府県知事は、療養の給付に關し必要があるとき、療養取扱機関が療養の給付に關し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、療養取扱機関の開設者若しくは管理者、国民健康保険医、国民健康保険薬剤師その他の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは療養取扱機関について設備

を

若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(療養取扱機関の辞退等)

第四十七条 療養取扱機関は、療養取扱機関たることを辞し、又は第三十七条第五項の規定による申出を撤回し、若しくは二以上の都道府県につきその申出をした場合にその申出の範囲を縮小することができる。

2 国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師は、国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師の登録の消除を求めることができる。

3 第一項の規定により療養取扱機関たることを辞し、申出を撤回し、若しくは申出の範囲を縮小し、又は前項の規定により登録の消除を求めるには、一箇月以上の予告期間を設けなければならない。

(療養取扱機関に係る申出受理の取消)

第四十八条 都道府県知事は、療養取扱機関が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該療養取扱機関に係る第三十七条の規定による申出の受理を取り消すことができる。

一 第四十条に規定する療養の給付に関する準則に違反したとき。

二 療養の給付に関する費用の請求又は第五十六条第三項の規定による支払に關し不正があつたとき。

三 第四十六条第一項の規定により報告又は診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 当該療養取扱機関の開設者又は従業者が、第四十六条第一項の規定により出頭を求められてこれに應ぜず、同条同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は当該職員と同条同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該療養取扱機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため当該療養取扱機関において相當の注意及び監督が尽されたときを除く。

(国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師の登録の取消)

第四十九条 国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師が次の各号のいずれかに該当する場合においては、都道府県知事は、その登録を取り消すことができる。

一 第四十条に規定する療養の給付に関する準則に違反したとき。

二 第四十六条第一項の規定により出頭を求められてこれに應ぜず、同条同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は当該職員の同条同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(社会保険医療協議会への諮問)

第五十条 厚生大臣は、第四十条の規定による厚生省令を定めようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。

2 都道府県知事は、第三十七条第一項の申出を受理し、又はその申出の受理を取り消そうとするときは、地方社会保険医療協議会に諮問するものとする。国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師の登録を取り消そうとするときも、同様とする。

(弁明)

第五十一条 都道府県知事は、第三十七条第一項の申出の受理を拒み、又はその申出の受理を取り消そうとするときは、当該病院若しくは診療所又は薬局の開設者に対し、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面でも、弁明をすべき日時、場所及び当該処分をすべき理由を通知しなければならない。

2 都道府県知事は、国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師の登録を取り消そうとするときは、当該国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師に対し、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

(看護又は移送の給付に関する一部負担金)

第五十二条 第三十六条第一項第五号又は第六号に定める給付を受けた被保険者は、当該給付に要する費用の額の二分の一に相当する額を、一部負担金として、保険者に納付しなければならない。

2 保険者は、政令の定めるところにより、条例又は規約で、前項に

規定する一部負担金の割合を減ずることができる。

3 保険者は、特別の理由がある被保険者で、前二項の規定による一部負担金を納付することが困難であると認められるものに対し、その一部負担金を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(給付の期間)

第五十三条 療養の給付は、同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に關しては、当該被保険者がこれを開始した日から起算して三年を経過したときは、行われない。ただし、市町村にあつては、条例で、三年をこえて行ふことができる。

(療養費)

第五十四条 保険者は、療養の給付を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が緊急その他やむを得ない理由により療養取扱機関以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合においては、必要があると認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

2 保険者は、被保険者が被保険者証を提出しないで療養取扱機関について診療又は薬剤の支給を受けた場合において、被保険者証を提出しなかつたことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給するものとする。

3 療養費の額は、療養に要する費用の額から、その額の一部負担金の割合を乗じて得た額を控除した額を基準として、保険者が定める。

4 前項の療養に要する費用の額の算定については、第四十五条第二

項の規定を準用する。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額をこえることができない。

(被保険者が日雇労働者又はその被扶養者となつた場合)

第五十五条 被保険者が第六条第五号に該当するに至つたためその資格を喪失した場合において、その資格を喪失した際に療養の給付を受けていたときは、その者は、被保険者として受け、その資格を喪失した期間、継続して当該被保険者から療養の給付を受けることができる。

2 前項の規定による療養の給付は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行われない。

一 当該疾病又は負傷につき、日雇労働者健康保険法の規定による療養の給付又は家族療養費の支給を受けることができるに至つたとき。

二 その者が、第六条第一号から第四号まで、第六号又は第八号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 その者が、他の保険者の被保険者となつたとき。

四 被保険者の資格を喪失した日から起算して六箇月を経過したとき。

(他の法令による医療に關する給付との調整)

第五十六条 療養の給付は、被保険者の当該疾病又は負傷につき、健康保険法、船員保険法、日雇労働者健康保険法、国家公務員共済組合法(他の法律において準用し、又は例による場合を含む)、公共企業体職員等共済組合法又は市町村職員共済組合法の規定によつて、医療に關する給付を受けることが

昭和三十三年十二月十九日 衆議院會議録第六号(その二) 国民健康保険法案

六八

できる場合には、行わない。労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の規定による療養補償、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による療養補償、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の法律において準用する場合を含む。の規定による療養補償その他の法令で定める法令による医療に関する給付を受けることができる。又はこれらの法令以外の法令により国若しくは地方公共団体の負担において医療に関する給付が行われたときも、同様とする。

2 保険者は、前項に規定する法令による給付が医療の現物給付である場合において、その給付に関し一部負担金の支払若しくは実費徴収が行われ、かつ、その一部負担金若しくは実費徴収の額が、その給付がこの法律による療養の給付として行われたものとした場合におけるこの法律による一部負担金の額(第四十三条第一項又は第五十二条第二項の規定により一部負担金の割合が減ぜられていないときは、その減ぜられた割合による一部負担金の額)をこえるとき、又は前項に規定する法令による給付が医療費の支給である場合において、その支給額が、当該療養につきこの法律による療養費の支給をすべきものとした場合における療養費の額に満たないときは、それぞれその差額を当該被保険者に支給しなければならない。

3 前項の場合において、被保険者が療養取扱機関について当該療養を受けたときは、保険者は、同項の規定により被保険者に支給すべき額の限度において、当該被保険者が療養取扱機関に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代つて療養取扱機関に支払うことができる。ただし、当該被保険者が第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合を減じているときは、被保険者が同条第二項に規定する療養取扱機関について当該療養を受けた場合に限り、当該療養に代つて費用が支払われたときは、その限度において、被保険者に対し第二項の規定による支給が行われたものとみなす。

4 前項の規定により療養取扱機関に対して費用が支払われたときは、その限度において、被保険者に対し第二項の規定による支給が行われたものとみなす。

(世帯主又は組合員でない被保険者に係る一部負担金等)
第五十七条 一部負担金の支払又は納付、第四十三条第三項又は前条第二項の規定による差額の支給及び療養費の支給に関しては、当該疾病又は負傷が世帯主又は組合員でない被保険者に係るものであるときは、これらの事項に関する各本条の規定にかかわらず、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が一部負担金を支払い、又は納付すべき義務を負い、及び当該世帯主又は組合員に対して第四十三条第三項若しくは前条第二項の規定による差額又は療養費を支給するものとする。

第二節 その他の給付
第五十八条 保険者は、被保険者の出産及び死亡に關しては、条例又は規約の定めるところにより、助産費の支給若しくは助産の給付又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。

2 保険者は、前項の保険給付のほか、条例又は規約の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の保険給付を行うことができる。

第三節 保険給付の制限
第五十九条 被保険者又は被保険者であつた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その期間に係る療養の給付は、行わない。
一 日本国外にあるとき。
二 少年院その他これに準ずる施設に収容されたとき。
三 監獄、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。
第六十条 被保険者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付は、行わない。

第六十一条 被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第六十二条 保険者は、被保険者又は被保険者であつた者が、正当な理由なしに療養に關する指示に従わないときは、療養の給付の一部を行わないことができる。

第六十三条 保険者は、被保険者若しくは被保険者であつた者又は保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第六十六条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、療養の給付の全部又は一部を行わないことができる。

第四節 雑則
第六十四条 保険者は、給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、保険給付(第四十三条第三項又は第五十二条第二項の規定による差額の支給を含む。以下同じ)を行つたときは、その給付の価額(当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に關し被保険者が負担しなければならぬ一部負担金に相当する額を控除した額とする。次条第一項において同じ。)の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

第五章 費用
第六十九条 国は、政令の定めるところにより、保険者に対して国民健康保険の事務の執行に要する費用を負担する。

第七十条 国は、政令の定めるところにより、市町村に対して療養の給付及び療養費の支給に要する費用の十分の二を負担する。

(国庫負担金の減額)
第七十一条 市町村が確保すべき収入を不当に確保しなかつた場合においては、国は、政令の定めるところにより、前条の規定により当該市町村に対して負担すべき額を減額することができる。

2 前項の規定により減額する額は、不当に確保しなかつた額をこえることができない。

(調整交付金)
第七十二条 国は、国民健康保険の財政を調整するため、政令の定めるところにより、市町村に対して調整交付金を交付する。

2 前項の規定による調整交付金の総額は、市町村の療養の給付及び療養費の支給に要する費用の見込額の百分の五に相当する額とする。

(組合に対する補助)
第七十三条 国は、政令の定めるところにより、組合に対して療養の給付及び療養費の支給に要する費用の十分の二を補助することができる。

(国の補助)
第七十四条 国は、第六十九条、第七十条及び前二条に規定するもののほか、予算の範囲内において、保健婦に要する費用についてはその三分の一を、国民健康保険事業に要するその他の費用についてはその一部を補助することができる。

(都道府県及び市町村の補助及び貸付)
第七十五条 都道府県及び市町村は、国民健康保険事業に要する費用に対し、補助金を交付し、又は貸付金を貸し付けることができる。

(保険料)
第七十六条 保険者は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主又は組合員から保険料を徴収しなければならない。ただし、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により国民健康保険税を課するときは、この限りでない。

(保険料の減免等)
第七十七条 保険者は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(地方税法の準用)
第七十八条 保険料その他の法律の規定による徴収金については、地方税法第十條第三項及び第四項、第十六條、第十六條の八、第十九

条、第二十條並びに第二十二條の規定を準用する。

(督促及び延滞金の徴収)
第七十九条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納した者に対しては、組合は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、前条において準用する地方税法第十六條第一項の規定により繰上徴収をするときは、この限りでない。

2 前項の規定によつて督促をしうとするときは、組合は、納付義務者に対して督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、地方税法第十六條第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。

3 前項の規定によつて督促をしたときは、組合は、規約の定めるところにより、延滞金を徴収することができる。

(滞納処分及び先取特権の順位)
第八十条 前条の規定による督促又は地方税法第十六條第一項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当したことに係る繰上徴収の告知を受けた納付義務者が、その指定の期限までに当該徴収金を完納しないときは、納付義務者の住所地又はその財産の所在地の市町村は、組合の請求により、市町村が徴収する保険料の例によつて、これを処分することができる。この場合、百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

2 市町村が、前項の請求を受けた日から起算して三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内

にその処分を終了しないときは、組合は、都道府県知事の認可を受けて、これを処分することができる。この場合においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五條第四項及び第十項の規定を準用する。

3 保険料その他この法律の規定による組合の徴収金の先取特権の順位は、市町村の徴収金に次ぎ、他の公課に先だつものとする。

(条例又は規約への委任)
第八十一条 この章に規定するもののほか、保険料の賦課及び徴収その他保険料に關して必要な事項は、条例又は規約で定める。

第六章 保健施設
第八十二条 保険者は、保険給付又は被保険者の健康の保持増進のために必要な施設をすることができ

る。

2 組合は、その事業に支障がない場合に限り、被保険者でない者に前項の施設を利用させることができる。

第七章 国民健康保険団体連合会

(設立、人格及び名称)

第八十三条 保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)を設立することができる。

2 連合会は、法人とする。

3 連合会は、その名称中に「国民健康保険団体連合会」という文字を用いなければならない。

4 連合会でない者は、「国民健康保険団体連合会」という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

(設立の認可等)
第八十四条 連合会を設立しようとするときは、当該連合会の区域を

その区域を含む都道府県を統轄する都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 連合会は、設立の認可を受けた時に成立する。

3 都道府県の区域を区域とする連合会に、その区域内の三分の二以上の被保険者が加入したときは、当該区域内のその他の被保険者は、すべて当該連合会の会員となる。

(規約の記載事項)
第八十五条 連合会の規約には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業

二 名称

三 事務所の所在地

四 連合会の区域

五 会員の加入及び脱退に関する事項

六 経費の分担に関する事項

七 業務の執行及び会計に関する事項

八 役員に関する事項

九 總會又は代議員会に関する事項

十 準備金その他の財産に関する事項

十一 公告の方法

十二 前各号に掲げる事項のほか厚生省令で定める事項

(運用規定)
第八十六条 第十六條、第二十三條から第二十五條まで、第二十六條第一項、第二十七條から第三十五條まで及び第三十二條の規定は、連合会について準用する。この場合において、これらの規定中「組合員」とあるのは「会員たる被保険者を代表する者」と、「組合会」とあるのは「總會又は代議員会」と、「組合会議員」とあるのは「總會又

は代議員会の議員」と読み替へるものとする。

第八章 診療報酬審査委員会
(審査委員会)
第八十七条 第四十五條第五項の規定による委託を受けて診療報酬請求書の審査を行うため、都道府県の区域を区域とする連合会(加入している被保険者の数がその区域内の被保険者の総数の三分の二に達しないものを除く。)に、国民健康保険診療報酬審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

(審査委員会の組織)
第八十八条 審査委員会は、国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師を代表する委員、被保険者を代表する委員並びに公益を代表する委員各九人以下の同数をもつて組織する。

2 委員は、都道府県知事が委嘱する。

3 前項の委嘱は、国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師を代表する委員並びに被保険者を代表する委員については、それぞれ関係団体の推薦によつて行われなければならない。

(審査委員会の権限)
第八十九条 審査委員会は、診療報酬請求書の審査を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事の承認を得て、当該診療報酬請求書その他の帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又は当該診療報酬請求書の開示若しくは管理若しくは当該診療報酬請求書の提出若しくは管理を担当する国民健康保険医若しくは国民健康保険薬剤師に対して、出頭若しくは説明を求めることができる。

2 連合会は、前項の規定により審査委員会に出頭した者に対し、旅費、日当及び宿泊料を支給しなければならない。ただし、当該療養取扱機関が提出した診療報酬請求書又は診療録その他の帳簿書類の記載が不備又は不当であつたため出頭を求められて出頭した者に対しては、この限りでない。

(省令への委任)

第九十条 この章に規定するもののほか、審査委員会に關して必要な事項は、厚生省令で定める。

第九章 審査

(不服の申立)

第九十一条 保険給付に關する処分(被保険者証の交付の請求に關する処分を含む)又は保険料その他この法律の規定による徴収金に關する処分不服がある者は、国民健康保険審査会に審査を請求することができる。

2 前項の審査の請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

(審査会の設置)

第九十二条 国民健康保険審査会(以下「審査会」といふ)は、各都道府県に置く。

(組織)

第九十三条 審査会は、被保険者を代表する委員、保険者を代表する委員及び公益を代表する委員各三人をもつて組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第九十四条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができ

(会長)

第九十五条 審査会に、公益を代表する委員のうちから委員が選舉する会長一人を置く。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選舉された者が、その職務を代行する。

(定足数)

第九十六条 審査会は、被保険者を代表する委員、保険者を代表する委員及び公益を代表する委員各一人以上を含む過半数の委員の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

(表決)

第九十七条 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査の請求の手續)

第九十八条 審査の請求は、当該処分をした被保険者(第八十条第一項の規定による処分については、当該処分をした市町村とする。次項において同じ)の所在地の都道府県審査会に対してしなければならない。

2 前項の請求は、当該処分をした被保険者を経由してすることができる。

3 審査の請求が管轄適であるときは、審査会は、すみやかに、事件を所轄の審査会に移送し、かつ、その旨を請求人に通知しなければならない。

4 事件が移送されたときは、はじめから、移送を受けた審査会に審査の請求があつたものとみなす。

(審査の請求の期間及び方式)

第九十九条 審査の請求は、処分があつたことを知つた日から六十日以内に、文書又は口頭でなければならない。

ばならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査の請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでない。

(保険者に対する通知等)

第一百条 審査会は、審査の請求を受理したときは、原処分をした被保険者及びその他の利害關係人に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた者は、審査会に対し、意見を述べることができ

(審査のための処分)

第一百一条 審査会は、審理を行うため必要があると認めるときは、審査を請求した者若しくは關係人に対して報告若しくは意見を求め、その出頭を命じて審問し、又は医師若しくは歯科医師に診断若しくは検査をさせることができる。

2 都道府県は、前項の規定により審査会に出頭した關係人又は診断若しくは検査をした医師若しくは歯科医師に対し、政令の定めるところにより、旅費、日当及び宿泊料又は報酬を支給しなければならない。

(請求手續の受継)

第一百二条 請求人が、審査の決定前に死亡したときは、承継人が審査の手續を受け継ぐものとする。

(本案の決定)

第一百三条 審査会は、審理を終えたときは、審査の請求の全部又は一部を否認し、又は棄却する決定をしなければならない。

(決定の方式)

第一百四条 決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附し、会長及び決定に關与した委員が、これに署名押印しなければならない。

2 審査会は、請求人及び第一百条第一項の規定により通知を受けた被保険者その他の利害關係人に決定書の謄本を送付しなければならない。

(決定の効力発生時期)

第一百五条 決定は、請求人に決定書の謄本が送付された時に、その効力を生ずる。

(決定の拘束力)

第一百六条 決定は、第一百条第一項の規定により通知を受けた被保険者その他の利害關係人を拘束する。

(政令への委任)

第一百七条 この章に規定するもののほか、審査会及び審査の手續に關して必要な事項は、政令で定める。

第十章 監督

第一百八条 厚生大臣又は都道府県知事は、被保険者又は連合会について、必要があると認めるときは、その事業及び財産の状況に關する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。

2 第四十六条第二項の規定は、前項の規定による検査について、同条第三項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

(組合等に対する監督)

第一百九条 厚生大臣又は都道府県知事は、前条の規定により報告を徴し、又は検査した場合において、組合若しくは連合会の事業若しくは財産の管理若しくは執行が法令、規約若しくは厚生大臣若しくは都道府県知事の処分に違反してゐると認めるとき、確保すべき収入を不当に確保せず、不当に経費を支出し、若しくは不当に財産を

処分する等著しく事業の適正な執行を欠くと認めるとき、又は組合若しくは連合会の役員がその事業若しくは財産の管理若しくは執行を明らかに怠つてゐると認めるときは、期間を定めて、組合若しくは連合会又はその役員に対し、その事業若しくは財産の管理若しくは執行について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 組合若しくは連合会又はその役員が前項の命令に違反したときは、厚生大臣又は都道府県知事は、当該組合又は連合会に対し、期間を定めて、その役員の一部又は全部の改任を命ずることができ

る。

3 組合又は連合会が前項の命令に違反したときは、厚生大臣又は都道府県知事は、同項の命令に係る役員を改任することができる。

4 組合又は連合会が第一項の規定による命令に違反したとき、又はその事業若しくは財産の状況によりその事業の継続が困難であると認めるときは、厚生大臣又は都道府県知事は、当該組合又は連合会の解散を命ずることができる。

5 厚生大臣又は都道府県知事は、前二項の規定による処分をするときは、当該組合又は連合会の役員に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁明すべき日時、場所及び当該処分をすべき理由を通知しなければならない。

第十一章 雜則

(時効)

第一百十條 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又は

その遺付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 前項の時効の中断、停止その他の事項に關しては、民法の時効に關する規定を準用する。ただし、保険者の行う保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知又は督促は、民法第五百三十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

(期間の計算)
第百一十一條 この法律又はこの法律に基く命令に規定する期間の計算については、民法の期間に關する規定を準用する。

(戸籍に關する無料証明)
第百一十二條 市町村長(特別区及び地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする)は、保険者又は保険給付を受ける者に対し、当該市町村の條例の定めるところにより、被保険者又は被保険者であつた者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

(文書の提出等)
第百一十三條 保険者は、被保険者の資格、保険給付及び保険料に關して必要があると認めるときは、世帯主若しくは組合員又はこれらであつた者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

(診療録の提示等)
第百一十四條 厚生大臣又は都道府県知事は、保険給付に關して必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれを使用する者に対

し、その行つた診療、薬剤の支給又は手当に關し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、療養の給付を受けた被保険者又は被保険者であつた者に対し、当該療養の給付に係る診療又は調剤の内容に關し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

(準用規定)
第百一十五條 第四十六條第二項の規定は、前二條の規定による質問に關して、第四十六條第三項の規定は、前二條の規定による権限に關して準用する。

(住所に關する特例)
第百一十六條 修學のため一の市町村の区域内に住所を有する被保険者であつて、修學していないとすれば他の市町村の区域内に住所を有する他人と同一の世帯に属するものと認められるものは、この法律の適用については、当該他の市町村の区域内に住所を有し、かつ、当該世帯に属するものとみなす。

(被保険者証の交付に關する特例)
第百一十七條 特別区及び政令で指定する市は、その区域内に住所を有するに至つたことにより被保険者の資格を取得した者について、第九條第二項の規定による被保険者証の交付の求めがあつた場合においては、條例の定めるところにより、その求めがあつた日から起算して三箇月の範囲内において條例で定める期間を経過するまでの間において被保険者証を交付するものとする。

(特別区に關する特例)
第百一十八條 都は、政令の定めるところにより、特別区に行う国民健康保険事業の運営につき、條例で、特別区相互の間の調整上必要な措置を講じなければならない。

(就替規定)
第百一十九條 この法律中「都道府県知事」とあるのは、その区域が二以上の都道府県の区域にまたがる連合会については、「厚生大臣」と読み替へるものとする。

(実施規定)
第百二十條 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行に關して必要な細則は、厚生省令(療養取扱機関の申出の受理及び国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師の登録に關し都道府県知事の行うべき事務については、政令)で定める。

第十二章 罰則
第百二十一條 審査委員会若しくは審査会の委員又はこれらの委員であつた者が、正当な理由なしに職務上知得した療養取扱機関の開業、医師、歯科医師若しくは薬剤師の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第百二十二條 正当な理由なしに、第九條第一項の規定による処分を違反して、出頭せず、陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、又は診断若しくは検査をしなかつた者は、一万円以下の罰金に処する。ただし、審査会の行う審査の手続における請求人又は第九條第一項の規定により通知を受けた被保険者その他

の利害關係人は、この限りでない。

第百二十三條 被保険者又は被保険者であつた者が、第百一十四條第二項の規定により報告を命ぜられ、正当な理由なしにこれに従わず、又は同条同項の規定による当該職員の質問に對して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円以下の罰金に処する。

第百二十四條 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれを使用する者が、第百一十四條第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられ、正当な理由なしにこれに従わず、又は同条同項の規定による当該職員の質問に對して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円以下の過料に処する。

第百二十五條 組合又は連合会が、第百一十八條第一項の規定による報告を命ぜられ、正当な理由なしにこれに應ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は第百一十九條第一項の規定による命令に違反したときは、その役員又は清算人を一万円以下の過料に処する。

第百二十六條 第十五條第二項又は第八十三條第四項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

しに、第百一十三條の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、二千円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 市町村は、條例で、偽りその他の不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収を免かれた者に対し、その徴収を免かれた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する規定を設けることができる。

4 地方自治法第二百六條第四項の規定は、前三項の規定による過料の処分を受けた者について準用する。

第百二十八條 前条第一項から第三項までの規定は、組合について準用する。この場合において、これらの規定中「條例」とあるのは「規約」と、「過料」とあるのは「過怠金」と読み替へるものとする。

2 組合又は連合会は、規約の定めるところにより、その施設の使用に關し二千円以下の過怠金を徴収することができる。

附 則

1 この法律は、昭和三十四年一月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に国民健康保険を行つていない市町村は、第三條第一項の規定にかかわらず、昭和三十六年四月一日までに国民健康保険事業を開始するをもつて足りる。

3 前項の市町村で、特別の事情があるものは、第三條第一項及び前項の規定にかかわらず、昭和三十六年四月一日以後も當分の間、厚

昭和三十三年十二月十九日 衆議院會議録第六号(その二) 国民健康保険法施行法案

七二

生大臣の承認を受けて、国民健康保険を行わないことができる。

4 第十一條の規定は、前二項の規定により国民健康保険を行わない市町村には、適用しない。

5 前四項に規定するもののほか、この法律の施行に關して必要な事項は、別に法律で定める。

理由

国民健康保険の達成を期するとともに、保険給付の内容を改善するため、国民健康保険法の全部を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国民健康保険法施行法案

右
国会に提出する。

昭和三十三年十二月十日

内閣総理大臣 岸 信介

国民健康保険法施行法

目次

第一章	新法の総則に關する経過措置(第一條-第二條)
第二章	市町村に關する経過措置(第三條-第七條)
第三章	国民健康保険組合に關する経過措置(第八條-第十三條)
第四章	保険給付に關する経過措置(第十四條-第二十七條)
第五章	費用に關する経過措置(第二十八條-第二十九條)
第六章	国民健康保険団体連合會に關する経過措置(第三十條-第三十二條)
第七章	審査に關する経過措置(第三十三條-第三十四條)

第八章 普通国民健康保険組合に關する経過措置(第三十條-第四十二條)

第九章 国民健康保険を行ふ市町村に關する経過措置(第四十三條-第四十七條)

第十章 他法律の一部改正(第四十八條-第六十六條)

第十一章 雜則(第六十七條-第七十一條)

附則

第一章 新法の總則に關する経過措置

(勸告及び助言)

第一條 厚生大臣又は都道府県知事は、昭和三十三年三月三十一日までの間において、国民健康保険を行つていない市町村に対し、その行ふ国民健康保険事業の開始につき適切な勸告及び助言をすることが出来る。

(保険者)

第二條 国民健康保険法(昭和三十三年法律第 号。以下「新法」という。)の施行の際現に従前の国民健康保険法(昭和三十三年法律第六十號。以下「旧法」という。)の規定により国民健康保険を行つてゐる普通国民健康保険組合又は営利を目的としない社団法人は、新法第三條の規定にかかわらず、新法の施行後も、第八章又は第九章の定めるところにより、引き続き国民健康保険を行ふことができる。

第二章 市町村に關する経過措置

(一部区域における実施)

第三條 新法の施行の際現に旧法第八條ノ十五第三項の規定により指定されている市及び新法の施行後国民健康保険事業を開始する市で

あつて特別の理由により厚生大臣が指定するものは、新法第五條の規定にかかわらず、昭和三十三年三月三十一日までの間は、条例の定めるところにより、その一部の区域内に住所を有する者のみを被保険者とする事が出来る。

2 市町村は、新法第五條の規定にかかわらず、当分の間、都道府県知事の承認を受け、条例の定めるところにより、その区域のうち医療機関のない離島その他国民健康保険を行ふことが著しく困難である区域内に住所を有する者を被保険者としなうことができる。

(就替規定)

第四條 昭和三十三年七月一日前に日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七號)第八條の規定により交付された日雇労働者健康保険被保険者手帳に關しては、新法第六條第五号中「年」とあるのは、「六箇月」と読み替へるものとする。

(被保険者の資格)

第五條 新法の施行の際現に国民健康保険を行つてゐる市町村は、新法第五條及び第六條の規定にかかわらず、昭和三十三年三月三十一日までの間は、被保険者の資格に關して、条例の定めるところにより、旧法第八條ノ十五第一項(同項第四号の規定に基く条例を含む。)の規定の例によることが出来る。

ただし、同項第二号中「六月」とあるのは、昭和三十三年七月一日以後に日雇労働者健康保険法第八條の規定により交付された日雇労働者健康保険被保険者手帳に關しては、「一年」とし、同項第三号中「特別国民健康保険組合」とあるのは、「国民健康保険組合」とする。

2 前項の市町村は、同項の規定により被保険者の資格に關して従前の例による場合においても、新法第六條第四号及び第五号に規定する被扶養者に該当する者は、被保険者となることが出来ない。ただし、新法の施行の際現に当該市町村の被保険者であり、かつ、新法第六條第四号及び第五号に規定する被扶養者に該当する者は、この限りでない。

3 第一項の市町村が被保険者の資格に關して従前の例によることとしなうため、新法の施行の際現に療養の給付を受けてゐる当該市町村の被保険者が新法の施行と同時にその資格を失つたとき、又は同項の市町村が同項の期間内に被保険者の資格に關して従前の例によることとしたため、若しくは同項の期間の経過によつて従前の例によることができなくなつたため、新法の施行前から引き続き当該市町村の被保険者であり、かつ、新法の施行の際現に療養の給付を受けてゐた者がその資格を喪失したときは、当該市町村は、その者の当該療養の給付事由たる疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に關して、その者の被保険者の資格の喪失後も、旧法の規定によつて当該療養の給付を開始した日から起算して新法の施行の際における従前の例により療養の給付を行ふべき期間、新法の施行の際における従前の例による療養の給付を行わなければならない。

4 前項の規定による療養の給付については、新法第五十六條及びこの法律の第二十三條の規定を準用する。

(資格の取得及び喪失の時期)

第六條 第三條又は町村合併促進法(昭和二十八年法律第二百五十八號)第十八條(新市町村建設促進法(昭和三十一年法律第六十四號)において例による場合を含む。以下同じ。)の規定によりその区域の一部につき国民健康保険を行ふ市町村の被保険者に關しては、新法第七條及び第八條第一項中「当該市町村の区域内」とあるのは、「当該市町村の国民健康保険を行ふ区域内」と読み替へるものとする。

2 前項の市町村の被保険者が当該市町村の国民健康保険を行ふ区域内に住所を有しなくなつた日に当該市町村のその他の区域内に住所を有するに至つた場合において、その日に普通国民健康保険組合又は国民健康保険を行ふ社団法人の被保険者となつたときは、前項の規定により読み替へられる新法第八條第一項本文の規定にかかわらず、その被保険者は、その日から、その資格を喪失する。

3 新法第八條第一項ただし書の規定は、被保険者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日に他の市町村の区域内に住所を有するに至つた場合において、その日に他の市町村又は普通国民健康保険組合若しくは国民健康保険を行ふ社団法人の被保険者となつたとき限り、適用する。

(条例の協議)

第七條 新法の施行前に旧法第八條ノ十三第二項の規定による都道府県知事の認可を申請し、新法の施行の際まだその認可がされていない条例については、当該条例が新法第十二條の規定に基く政令で定める事項に關するものである場

合には、当該市町村において同条の規定により都道府県知事に協議を求めたものとみなす。

第三章 国民健康保険組合に 関する経過措置

(現に存する特別国民健康保険組合)

第八条 旧法第十一条の規定により設立された特別国民健康保険組合で新法の施行の際現に存するものは、新法第十七条の規定により設立された国民健康保険組合とみなす。

(規約)

第九条 前条の国民健康保険組合の規約の規定で新法の施行の際現に効力を有するものは、新法及びこの法律並びにこれらに基く命令の規定に抵触するものを除き、新法の施行後も、なおその効力を有する。

2 前条の国民健康保険組合については、新法の施行の際現にその組合員が住所を有する市町村の区域が、その組合の地区として規約に定められているものとみなす。

3 前条の国民健康保険組合は、新法の施行後三箇月以内に、前項の規定による地区をその区域に含む市町村の名称を、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出なければならぬ。

(組合員及び被保険者の資格)

第十条 第八条の国民健康保険組合は、新法第十三条第三項及び第十九条第一項の規定にかかわらず、昭和三十三年三月三十一日までの間は、組合員及び被保険者の資格に關して、規約の定めるところにより、旧法第十条第二項及び第十四条第一項(同項第四号の規定に基く規約を含む。)の規定の例によ

ることができる。ただし、同項第二号中「六月」とあるのは、昭和三十三年七月一日以後に日雇労働者健康保険法第八条の規定により交付された日雇労働者健康保険被保険者手帳に關しては、「一年」とし、同項第三号中「特別国民健康保険組合」とあるのは、「国民健康保険組合」とする。

2

前項の場合においては、第五条第二項から第四項までの規定を準用する。

(資格の喪失の時期)

第十一条 国民健康保険組合の被保険者が組合員又は組合員の世帯に属する者でなくなつた場合において、組合員又は組合員の世帯に属する者でなくなつたことにより普通国民健康保険組合又は国民健康保険法を行う社団法人の被保険者となつたときは、新法第二十一条本文の規定にかかわらず、その被保険者は、組合員又は組合員の世帯に属する者でなくなつた日から、その資格を喪失する。

(役員及び組合会議員)

第十二条 新法の施行の際現に第八条の国民健康保険組合の理事又は当該組合の業務の執行及び財産の状況の監査を職務とする理事以外の役員の職にある者並びに組合会議員である者は、それぞれ新法の規定により理事若しくは監事に選任され、又は組合会議員に選挙されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ旧法の規定により選任され、又は選挙された日から起算するものとする。

2 第八条の国民健康保険組合の組合会議員の定数については、新法の施行の際現に組合会議員である者の任期が満了するまでの間は、

新法第二十六条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(清算)

第十三条 第八条の国民健康保険組合で新法の施行の際現に清算中のものの清算については、なお従前の例による。

第四章 保険給付に關する経過措置

(療養の給付の範囲)

第十四条 市町村又は国民健康保険組合(以下「保険者」という。)は、新法第三十六条第一項の規定にかかわらず、当分の間、同項各号に掲げる療養のうち政令で定める範囲に属する療養については、条例又は規約の定めるところにより、療養の給付を行わないことができる。

2

保険者が新法第三十六条第一項第一号から第四号までに定める療養のうち前項の規定に基く政令で定める範囲に属する療養につき療養の給付を行うこととしてしている場合において、被保険者が当該範囲に属する療養につき療養の給付を受けようとするときは、新法第三十六条第五項の規定にかかわらず、保険者が開設者の同意を得て定める療養取扱機関のうち自己の選定するものについて、これを受けるものとする。

3

新法第三十六条第一項第一号から第四号までに定める療養のうち第一項の規定に基く政令で定める範囲に属する療養につき療養の給付を行うこととしてしている被保険者は、被保険者が緊急その他やむを得ない理由により前項の療養取扱機関以外の療養取扱機関について当該範囲に属する療養を受けたときは、療養の給付に代えて、療養

費を支給するものとする。この場合においては、その額の算定につき、新法第五十四条第三項及び第四項の規定を準用する。

4

新法の施行の際現に新法第三十六条第一項第一号から第四号までに定める療養のうち第一項の規定に基く政令で定める範囲に属する療養につき療養の給付を行うこととしてしている被保険者が、新法の施行後も引き続き当該範囲に属する療養につき療養の給付を行う場合に於いて、当該被保険者が新法の施行の際現に旧法第八条ノ五の規定により定めていた療養担当者(当該療養担当者が医師若しくは歯科医師又は薬剤師であるときは、これらの者が国民健康保険の診療又は調剤に従事している病院若しくは診療所又は薬局とする。以下同じ。)が新法の施行と同時に新法による療養取扱機関となつたときは、当該療養取扱機関は、当該被保険者が第二項の規定により定めた療養取扱機関とみなす。

(療養取扱機関並びに国民健康保険医療及び国民健康保険薬剤師)

第十五条 市町村若しくは第八条の国民健康保険組合が新法の施行の際現に旧法第八条ノ五の規定により定めていた療養担当者又は新法の施行の際現に健康保険法第四十三條第三項第一号に掲げる保険医療機関若しくは保険薬局であるものについては、新法の施行の際、新法第三十七条第一項の申出の受理があつたものとみなす。ただし、その開設者が厚生省令の定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

2

前項本文の規定により新法第三十七条第一項の申出の受理があつたものとみなされた療養担当者に

たものとみなされた療養担当者において新法の施行の際現に診療又は調剤に従事している医師、歯科医師若しくは薬剤師又は新法の施行の際現に健康保険法第四十三條ノ二に規定する保険医若しくは保険薬剤師であるもの(これらの者が診療所又は薬局を開設したものであり、かつ、これらの者のみが診療又は調剤に従事している場合におけるこれらの者を除く。)は新法の施行の際、新法第三十九条第一項の規定による国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師の登録を受けたものとみなす。ただし、当該医師若しくは歯科医師又は薬剤師が厚生省令の定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

(一部負担金)

第十六条 新法の施行前に行われた療養の給付に關する一部負担金については、なお従前の例による。

第十七条 新法の施行の際現に旧法第八条ノ九の規定による一部負担金の療養の給付に要する費用に対する割合を二分の一未満としていた被保険者が、新法の施行後も引き続きその割合による場合において、当該被保険者が新法の施行の際現に旧法第八条ノ五の規定により定めていた療養担当者が新法の施行と同時に療養取扱機関となつたときは、当該療養取扱機関は、当該被保険者が新法第四十三條第二項の規定により定めた療養取扱機関とみなす。

(診療報酬等)

第十八条 新法の施行前に行われた療養の給付に係る診療報酬の額及びその審査の基準については、なお従前の例による。

2 新法第四十五條第五項の規定は、新法の施行前に行われた療養の給付に係る診療報酬については、新法の施行後に請求があつた場合におけるその審査及び支払に關する事務についても、適用する。

3 新法の施行前に旧法第四十七條ノ二第一項又は第二項の規定により社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に対して診療報酬請求書の審査の請求又は委託が行われ、新法の施行の際まだその審査に關する事務が終了していないものについては、新法第四十五條第五項の規定により診療報酬請求書の審査の委託があつたものとみなす。

4 新法の施行前に旧法第四十七條ノ二第一項の規定により国民健康保険診療報酬審査委員会に対して行われた請求に係る診療報酬請求書の審査に關する事務が終了するまでの間は、当該国民健康保険診療報酬審査委員会に關しては、旧法第四十七條ノ三から第四十七條ノ七までの規定は、新法の施行後も、なおその効力を有する。

(療養取扱機関の報告等)
第十九條 旧法第八條ノ五の規定による療養担当者又は療養担当者であつたものが、第十五條第一項本文又は新法第三十七條第三項本文の規定により療養取扱機関となつたときは、新法第四十六條第一項の規定は、当該療養取扱機関又は当該療養取扱機関において診療若しくは調剤に従事する医師、歯科医師若しくは薬剤師が旧法第八條ノ五の規定により担当した療養の給付についても、適用する。

(療養取扱機関に係る申出受理の取消等)
第二十條 前条の新法による療養取扱機関に対しては、都道府県知事は、当該療養取扱機関につき新法の施行前に新法第四十八條各号のいずれかに相當する事実があつたことを理由として、同条の規定による処分をすることが出来る。

(給付の期間)
第二十一條 新法の施行の際現に旧法の規定による療養の給付を受けている者の当該療養若しくは負傷又はこれによつて発した疾病については、当該療養の給付が旧法の規定により当該療養の給付を開始した日を新法の規定による療養の給付を開始した日とみなして、新法第五十三條の規定を適用する。

2 新法の施行の際現に旧法の規定に基く規約で同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に關し三年をこえる期間療養の給付を行ふこととしてゐる国民健康保険組合は、新法の施行の際現に療養の給付を受けている者の当該疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に關する規定にかかわらず、旧法の規定によつて当該療養の給付を開始した日から起算して従前の例により療養の給付を行ふべき期間、従前の例による療養の給付を行わなければならない。

3 当分の間、特別の事情がある市町村は、厚生大臣の承認を受け、条例の定めるところにより新法第五十三條の期間を三年未満とすることが出来る。
(被保険者が日雇労働者又はその被扶養者となつた場合)
第二十二條 被保険者が昭和三十六

年三月三十一日以前に新法第六條第五号に該當するに至つたためその資格を喪失した場合においては、新法第五十五條第一項の規定による療養の給付は、同条第二項各号のいずれかに該當するに至つたときのみ、当該被保険者が市町村である場合にはその者が昭和三十六年三月三十一日以前において当該市町村の区域内(当該市町村が第三條第一項又は町村合併促進法第十八條の規定によりその区域の一部につき国民健康保険を行つてゐるときは、当該市町村の国民健康保険を行つてゐる区域)に住所を有しなくなつたとき、当該被保険者が国民健康保険組合である場合にはその者が昭和三十六年三月三十一日以前において当該組合の組合員又は組合員の世帯に属する者でなくなつたときも、行わない。

(被保険者が被扶養者である場合)
第二十三條 新法第六條第四号又は第五号に規定する被扶養者に該當するにかかわらずこの法律の規定により被保険者である者については、新法第五十六條第一項の規定にかかわらず、その者の当該疾病又は負傷につき同項前段に規定する法律の規定によりその被扶養者たることに係る医療に關する給付を受けることが出来る場合においても、同項の規定を適用しない。

(給付制限)
第二十四條 市町村は、新法第三十六條第一項の規定にかかわらず、昭和三十六年三月三十一日までの間は、条例の定めるところにより、当該市町村の区域内(当該市町村が第三條第一項又は町村合併促進法第十八條の規定によりその

区域の一部につき国民健康保険を行つてゐるときは、当該市町村の国民健康保険を行つてゐる区域)に住所を有するに至つたため被保険者の資格を取得した者に対して、当該資格を取得した日から起算して六箇月をこえない期間、当該資格を取得した日前に発した疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病に關し、療養の給付の一部を行わないことが出来る。ただし、次の各号のいずれかに該當する場合は、この限りでない。

一 国民健康保険を行つてゐる他の市町村の区域内(当該他の市町村が第三條第一項又は町村合併促進法第十八條の規定によりその区域の一部につき国民健康保険を行つてゐるときは、当該他の市町村の国民健康保険を行つてゐる区域)又は普通国民健康保険組合若しくは国民健康保険を行つてゐる法人の区域内の住所を去つて当該市町村の区域内に住所を有するに至つたとき。

二 婚姻、養子縁組その他厚生省令で定める理由により当該市町村の区域内に住所を有するに至つたとき。

第二十五條 新法第六十條及び第六十一條の規定は、新法の施行の際現に条例又は規約の定めるところにより新法第六十條又は第六十一條に規定する理由と同一の理由による給付の制限の全部又は一部を行わないこととしてゐる被保険者については、新法の施行前に疾病にかかり、又は負傷した被保険者が新法の施行後引き続き当該被保険者の被扶養者である間の当該疾病又は負傷に係る療養の給付に關し、当

該給付の制限を行わないこととし、その限度において、適用しない。
(損害賠償請求権)
第二十六條 新法第六十四條の規定は、給付事由が第三者の新法の施行前の行為によつて生じた場合についても、適用するものとする。

2 第三者の新法の施行前の行為によつて生じた給付事由について旧法の規定によつて保険給付を行つた被保険者は、新法の施行と同時に、その給付の価額(当該給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から旧法の規定による一部負担金に相當する額を控除した額)の限度において、当該保険給付を受けた者が新法の施行の際第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

3 第三者の新法の施行前の行為によつて給付事由が生じ、新法の施行前に第三者から同一の事由について損害賠償を受けた者については、新法の施行後は、被保険者は、その価額の限度において、保険給付を行ふ責を負わない。

(未支給の保険給付)
第二十七條 新法の施行前に行ふべきであつた保険給付で新法の施行の際まだ行つていないものについては、この法律に別段の規定があるものを除くほか、なお従前の例による。

第五章 費用に關する経過措置
(国の負担等)
第二十八條 新法第六十九條、第七十條及び第七十二條から第七十四條までの規定は、昭和三十三年十月一日以後の期間に係る費用について適用する。この場合において、同日以後同年十二月三十一日

までの間に旧法の規定によつて行われた国民健康保険事業は、新法の規定によつて行われたものとみなし、新法第七十一条の規定は、市町村が確保すべき同期間に係る旧法の規定による収入を不当に確保しなかつた場合においても適用するものとする。

2 昭和三十三年九月三十日以前の期間に係る費用についての国庫の補助については、新法の施行後も、なお従前の例による。この場合において、旧法第四十七条第二項中「当該年度」とあるのは、昭和三十三年度の補助金については、「昭和三十三年四月一日ヨリ同年九月三十日マデノ間」とする。

(保険料)
第二十九条 新法の施行前に旧法によつて賦課し、又は徴収すべきであつた保険料で、新法の施行前の期間に係るものについては、なお従前の例による。

2 新法の施行前に旧法によつて賦課し、又は徴収した保険料で新法の施行後の期間に係るものについては、新法の規定によつて賦課し、又は徴収したものとなす。

第六章 国民健康保険団体連合会に關する経過措置
(現に存する国民健康保険団体連合会)
第三十条 旧法第三十八条第一項の規定により設立された国民健康保険団体連合会が新法の施行の際現に存するものは、新法第八十三条の規定により設立されたものとなす。

(規約)
第三十一条 前条の国民健康保険団体連合会の規約で新法の施行の際

現に効力を有するものは、新法及びこの法律並びにこれらに基く命令の規定に抵触するものを除き、新法の施行後も、なおその効力を有する。

2 前条の国民健康保険団体連合会に、新法の施行の際現にその規約にその国民健康保険団体連合会の区域に關する規定がないものについては、新法の施行の際現にその会員である市町村の区域及び新法の施行の際現にその会員である国民健康保険組合(旧法の規定による普通国民健康保険組合及び国民健康保険を行う社団法人を含む)が主たる事務所を有する市町村の区域が、その国民健康保険団体連合会の区域として規約に定められてゐるものとみなす。

3 前条の国民健康保険団体連合会は、新法の施行後三箇月以内に、前項の規定による区域をその区域に含む都道府県の名称を、当該国民健康保険団体連合会の区域をその区域に含む都道府県を統轄する都道府県知事(その区域が二以上の都道府県の区域にまたがる連合会にあつては、厚生大臣)に届け出なければならぬ。

(役員等)
第三十二条 新法の施行の際現に第三十条の国民健康保険団体連合会の理事又は当該連合会の業務の執行及び財産の状況の監査を職務とする理事以外の役員に在る者並びに總會の職員である者は、それぞれ新法の規定により理事若しくは監事に選任され、又は總會の職員となつたものとみなす。ただし、理事又は監事に選任されたものとみなされる者については、そ

の任期は、それぞれ旧法の規定により選任された日から起算するものとする。

2 第三十条の国民健康保険団体連合会が新法の施行の際現に清算中のものの清算については、なお従前の例による。

第七章 審査に關する経過措置
(不服の申立)
第三十三条 新法第九十一条第一項の規定による審査の請求は、旧法の規定による保険給付に關する処分又は保険料その他旧法の規定による徴収金に關する処分不服がある者も、することができ。

(審査会)
第三十四条 新法の施行の際現に旧法第五十二条ノ二の規定により置かれてゐる国民健康保険審査会は、新法第九十二条の規定により置かれてゐるものとみなし、旧法第五十二条ノ三第一項の規定により委嘱されたその委員である者及び旧法第五十二条ノ五第一項の規定により選挙されたその会長である者は、それぞれ新法第九十三条第一項の規定による委員及び新法第九十五条第一項の規定による会長とみなす。

2 前項の委員の任期は、旧法の規定により委嘱された日から、起算する。

第八章 普通国民健康保険組合に關する経過措置
(普通国民健康保険組合に關する旧法の規定)
第三十五条 第二条の規定により新法の施行後も引き続き国民健康保険を行う普通国民健康保険組合については、旧法第九十二条第二項、第

十條第一項及び第三項、第十二條第十三條、第十四條第二項、第十七條並びに第四章第二節及び第三節の規定は、なおその効力を有する。

(組合員及び被保険者の資格)
第三十六条 前条の規定によりなおその効力を有する旧法第十條第一項の規定にかかわらず、新法第六條各号のいずれかに該当する者は、前条の普通国民健康保険組合の組合員となることができ。

ただし、その者の世帯に同条各号のいずれにも該当しない者があるときは、この限りでない。

2 前条の普通国民健康保険組合の被保険者は、組合員及び組合員の世帯に属する者とする。ただし、新法第六條各号のいずれかに該当する者は、この限りでない。

第三十七条 第三十五条の普通国民健康保険組合は、前条の規定にかかわらず、組合員及び被保険者の資格に關して、規約の定めるところにより、旧法第十條第二項及び第十四條第一項(同項第四号の規定に基く規約を含む)の規定の例によることができる。ただし、同項第二号中「六月」とあるのは、昭和三十三年七月一日以後に日雇労働者健康保険法第八條の規定により交付された日雇労働者健康保険被保険者手帳に關しては、「二年」とし、同項第三号中「特別国民健康保険組合」とあるのは、「国民健康保険組合」とする。

2 前項の場合においては、第五條第二項から第四項までの規定を準用する。

(資格の取得及び喪失の時期)
第三十八條 第三十五条の普通国民健康保険組合の被保険者は、当該組合の組合員若しくは組合員の世

帯に属する者となつた日又は新法第六條各号のいずれにも該当しなかつた日から、その資格を取得する。

2 第三十五条の普通国民健康保険組合の被保険者は、組合員若しくは組合員の世帯に属する者でなかつた日の翌日又は新法第六條各号(第七号を除く)のいずれかに該当するに至つた日の翌日から、その資格を喪失する。ただし、組合員又は組合員の世帯に属する者でなかつた日に他の普通国民健康保険組合又は市町村若しくは国民健康保険を行う社団法人の被保険者となつたときは、その日から、その資格を喪失する。

3 第三十五条の普通国民健康保険組合の被保険者は、新法第六條第七号に該当するに至つたときは、その日から、その資格を喪失する。

(準用規定)
第三十九條 新法第九條の規定は、第三十五条の普通国民健康保険組合の被保険者に關する届出及び被保険者証について準用する。この場合において、新法第九條中「被保険者の属する世帯の世帯主」又は「世帯主」とあるのは、「組合員」と、「市町村」とあるのは、「普通国民健康保険組合」と読み替へるものとする。

(新法及びこの法律の規定の適用)
第四十條 第三十五条の普通国民健康保険組合に關しては、当該組合を新法による国民健康保険組合又は旧法による特別国民健康保険組合とみなして、新法第十五條及び第十六條並びに第四章から第十二章まで(第七十三條を除く)並び

にこの法律の第四章及び第五章の規定を適用する。ただし、新法第四十三條第四項、第四十四條第三項、第五十三條ただし書及び第七十條から第七十二條まで並びにこの法律の第二十一條第三項及び第二十四條の規定の適用については、当該組合を市町村とみなす。

(分割の認可及び解散)

第四十一條 第三十五條の普通国民健康保険組合の地区のうちその一部の区域につき市町村が国民健康保険を行ふに至つたときは、当該組合について、当該一部の区域により分割することにつき同条の規定によりなおその効力を有する旧法第三十四條の規定による都道府県知事の認可があつたものとみなし、当該地区の全部につき市町村が国民健康保険を行ふに至つたときは、当該組合は、解散するものとする。

(他の法律における「国民健康保険組合」)

第四十二條 他の法律(新法を除く。)において「国民健康保険組合」には、第三十五條の普通国民健康保険組合を含むものとする。

第九章 国民健康保険を行ふ

社団法人に関する経過措置

(国民健康保険を行ふ社団法人に関する旧法の規定)

第四十三條 第二條の規定により新法の施行後も引き続き国民健康保険を行ふ社団法人については、旧法第五章(第三十七條ノ四を除く。)の規定は、なおその効力を有する。

(被保険者の資格)

第四十四條 前条の社団法人の被保険者は、その社員及び社員の世帯

に属する者並びに当該社団法人の地域内の世帯主及びその世帯に属する者とする。ただし、新法第六條各号のいずれかに該当する者は、この限りでない。

2 前条の社団法人は、前項の規定にかかわらず、被保険者の資格に關して、規程の定めるところにより、旧法第三十七條ノ四第一項(同項第四号の規定に基く規程を含む。)の規定の例によることができる。ただし、同項第二号中「六月」とあるのは、「昭和三十三年七月一日以後に日雇労働者健康保険法第八條の規定により交付された日雇労働者健康保険被保険者手帳に關しては、「一年」とし、同項第三号中「特別国民健康保険組合」とあるのは、「国民健康保険組合」とする。

3 前項の場合においては、第三十七條第二項の規定を準用する。

(準用規定)

第四十五條 第三十八條の規定は、第四十三條の社団法人の被保険者の資格の取得及び喪失の時期について準用する。この場合において、第三十八條第一項及び第二項中「組合員」とあるのは、「社員若しくは当該社団法人の地区内の世帯主」と読み替へるものとする。

2 新法第九條の規定は、第四十三條の社団法人の被保険者に関する届出及び被保険者証について準用する。この場合において、新法第九條中「被保険者の属する世帯の世帯主」とあるのは、「社員又は被保険者の属する世帯の世帯主」と、「世帯主」とあるのは、「社員又は世帯主」と、「市町村」とあるのは「国民健康保険を行ふ社団法人」と読み替へるものとする。

(新法及びこの法律の規定の適用)

第四十六條 第四十三條の社団法人に關しては、当該社団法人を新法による国民健康保険組合又は旧法による特別国民健康保険組合とみなして、新法第四章から第十二章まで(第七十三條、第七十九條、第八十條及び第九十二條を除く。)並びにこの法律の第四章及び第五章の規定を適用する。ただし、新法第四十三條第四項、第四十四條第三項、第五十三條ただし書及び第七十條から第七十二條まで並びにこの法律の第二十一條第三項及び第二十四條の規定の適用については、当該社団法人を市町村とみなす。

2 前項の規定により第四十三條の社団法人に關して新法及びこの法律の規定を適用する場合においては、これらの規定中「規約」とあるのは「規程」と、「組合員」とあるのは「社員又は世帯主」と、新法第九條第四項中「解散を命ずる」とあるのは「国民健康保険を行ふことの許可を取り消す」と読み替へるものとする。

(廃止の許可)

第四十七條 第四十三條の社団法人の地区の全部又は一部につき市町村が国民健康保険を行ふに至つたときは、当該社団法人については、同条の規定によりなおその効力を有する旧法第三十七條ノ二第三項の規定による国民健康保険を廃止することの許可があつたものとみなす。

第十章 他の法律の一部改正

(登録税法の一部改正)

第四十八條 登録税法(明治二十九年法律第二十七號)の一部を次のように改正する。

第十九條第十八號中「労働福祉事業団」の下に、「国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会」を加へ、同条に次の一號を加へる。

二十九 国民健康保険組合又は国民健康保険団体連合会が国民健康保険法第八十二條第一項(同法第八十六條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル施設ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

(印紙税法の一部改正)

第四十九條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四號)の一部を次のように改正する。

(健康保険法の一部改正)

第五十條 健康保険法の一部を次のように改正する。

第十三條ノ二第二項第六號中「又ハ国民健康保険を行フ社団法人」を削り、同条第二項を次のように改める。

前条ノ規定ニ依リ健康保険ノ被保険者タルベキ者ニシテ被保険者又ハ第十二條ノ規定ニ依リ共済組合ノ承認ヲ受ケタルモノハ健康保険ノ被保険者トセズ但シ健康保険ノ被保険者タラザルニ依リ国民健康保険ノ被保険者タルベキ期間ニ限ル

第五十九條ノ六第一項中「国民健康保険を行フ市町村若ハ国民健康保険組合又ハ国民健康保険を行フ社団法人」を「市町村又ハ国民健康保険組合」に改める。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第五十一條 第二條の規定により普通国民健康保険組合又は営利を目的としない社団法人が国民健康保険を行ふ間は、当該組合又は社団法人の事業所に使用される者の健康保険の被保険者の資格に關しては、健康保険法第十三條ノ二第一項第六號の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 昭和三十六年三月三十一日まで

の間は、国民健康保険の被保険者に対する家族療養費の支給の委託に關しては、健康保険法第五十九條ノ六第一項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

(地方財政法の一部改正)

第五十二條 地方財政法(昭和二十三年法律第九號)の一部を次のように改正する。

第十條第八號の二を次のように改める。

ハの二 国民健康保険の事務の執行並びに療養の給付及び療養費の支給に要する経費(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第五十三條 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二十九號)の一部を次のように改正する。

第一條中「国民健康保険を行ふ市町村、国民健康保険組合若しくは国民健康保険を行ふ社団法人」を「市町村若しくは国民健康保険組合に、国民健康保険法(昭和三十三年法律第六十號)を「国民健康保険法(昭和三十三年法律第六十號)」に改め、「又はこれを使用する者」を削る。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う経過措置)

第五十四条 第二条の規定により新法の施行後も国民健康保険を行う普通国民健康保険組合及び営利を目的としない社団法人は、前条の規定による改正後の社会保険診療報酬支払基金法の適用については、国民健康保険組合とみなす。

（厚生省設置法の一部改正）

第五十五条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第六十號を次のように改める。

六十 国民健康保険団体連合会
の設立及び規約の変更、予算
等に関する総会又は代議員会
の議決を認可し、国民健康保
険の保険者及び国民健康保険
団体連合会に対し、事業及び
財産に関する報告をさせ、そ
の状況を検査し、その他監督
上必要な命令又は処分をする
こと。

第五條中第六十二號を削り、第六十號の二を第六十一號とする。

第十四条第七号を次のように改める。

七 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会を指導監督すること。

第二十九条第一項の表中央社会
保険医療協議会の項中「国民健康
保険の療養の給付を担当する者」を
「国民健康保険の療養取扱機関、
国民健康保険医及び国民健康保険
薬剤師」に改め、「並びに国民健康
保険の適正な診療報酬の標準額
を削る。

(社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部改正)

第五十六条 社会保険審議会及び社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「國民健康保險の療養の給付を担当する者（以下を「國民健康保險の療養取扱機関、國民健康保險医及び國民健康保險薬剤師（以下単に」に改め、「並びに國民健康保險の適正な診療報酬の標準額」を削る。

第十四条第一項第二号中「並びに国民健康保険における適正な診療報酬の標準額」を削り、同条第二項に後段として次のように加ふる。

國民健康保險法（昭和三十三年法律第 号）第三十七條第一項に規定する申出の受理及び同法第四十八條に規定するその申出の受理の取消並びに同法第四十九條の規定による登録の取消についても、同様とする。

(生活保護法の一部改正)

第五十七条 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第五十二條第一項を次のように改める。

指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

第五十八条 地方税法（昭和二十五

年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項ただし書中「国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)」を「国民健康保険

法(昭和三十三年法律第 号)

に改める。

第七百三三條の第三項中「療養の給付に要する費用の総額の見込額の百分之七十に相当する額」を「療養の給付及び療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の百分の九十に相当する額」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前項の標準課税総額は、次の表の上欄に掲げる額の合計額のみずれかによるものとし、同表の上欄に掲げる額の標準課税総額に對する標準割合は、それぞれ同表の中欄に掲げる所得割總額、資産割總額、被保険者均等割總額及び世帯別平等割總額の区分に依じ、それぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

の納税義務者について、その者の前年度の国民健康保険税額を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内において、それぞれ納期に係る国民健康保険税を徴収することができる。ただし、当該徴収することができる額の総額は、前年度の国民健康保険税額の二分の一に相当する額をこえることがない。

所得割総額、資産割総額、被 保険者均等割総額及び世帯別 平等割総額	所得割総額、被保険者均等割 総額及び世帯別平等割総額	所得割総額	被保険者均等割総額	所得割総額	被保険者均等割総額
百分の四十	百分の三十五	百分の十五	百分の十五	百分の五十	百分の五十

第七百三条の三第四項を削り、同条第五項中「課税額は、」の下に「前項の表の上欄に掲げる標準課

条第八項を同条第七項とする。
第七百六条の次に次の二条を加える。

「所得割額及び資産割額並びに被
税総額の区分に応じ、」を加え、
(国民健康保険税の徴取の特例)
第七百六条の二 市町村は、国民

健康保険税の所得割額の算定の基礎に用いる第二百九十二条第

四号の課税総所得金額又は市町村民税の所得割額が確定しない

し、同条第六項中「市町村民税の所得割額」を「同号本文の課税総所得額を確定することができないため当該年度の国民健康保険税額を確定することができない」と改定した。

金額又は市町村民税の所得割率」に改め、同項を同条第五項とし、同

改め、同項を同条第六項とし、同

（智恵の財産に依る國民稅關稅）
險稅額の修正の申出等）
 第七百六条の三 前条第一項の規
 定によつて國民健康保險税を賦

課した場合において、当該年度

分の国民健康保険税額の二分の一に相当する額に満たないことと

は相違する密に漁たがいた。この
の現定によつて國民建養採食税
なると認められるときは、同項

の規定によつて国庫債の利率を徴収されることとなる者は、

村長に同項の規定によつて徴収

を申し出ることができる。

2 前項の規定による修正の申出

があつた場合において、当該申出について相当の理由があることを認められるときは、市町村長は、当該年度分の国民健康保険税額の見積額を基礎として、前条第一項の規定によつて徴収する国民健康保険税額を修正しなければならない。

3 第七百二十五条第二項から第六項までの規定は、前二項の規定による修正の申出及び修正について準用する。

第七百二十八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第七百六条の二の規定によつて徴収する国民健康保険税について滞納処分を行う場合においては、当該年度分の国民健康保険税額が確定する日までの間は、国税徴収法第二十四条の規定による公売は、することができない。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第五十九条 医療法人その他旧法の規定による療養担当者が旧法の規定に基く療養の給付につき支払を受けた金額については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の地方税法の規定中「国民健康保険税に關する部分は、昭和三十四年度分の国民健康保険税から適用する。」

3 昭和三十三年度分以前の国民健康保険税については、なお従前の例による。

(結核予防法の一部改正)

第六十条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「国民健康

保険法(昭和三十三年法律第六十号)を「国民健康保険法(昭和三十三年法律第 号)」に改める。

第三十九条第一項中「指定医療機関が所在する市町村(特別区を含む。以下同じ。)に国民健康保険(特別国民健康保険組合又は社団法人の行うものを除く。以下同じ。)が行われているときは、その診療報酬の例により、指定医療機関が所在する市町村に国民健康保険が行われていないときは、」を削り、「健康保険を「国民健康保険」に改める。

第五十二条中「市町村」の下に「(特別区を含む。以下同じ。)」を加える。

(結核予防法の一部改正に伴う経過措置)

第六十一条 第二条の規定により新法の施行後も引き続き国民健康保険を行う普通国民健康保険組合及び営利を目的としない社団法人は、前条の規定による改正後の結核予防法の適用については、新法の規定による保険者とみなし、その被保険者は、新法の規定による被保険者とみなす。

(日雇労働者健康保険法の一部改正)

第六十二条 日雇労働者健康保険法の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「療養の給付又は」を削り、「若しくは出産手当金」又は「又は出産手当金」に、「国民健康保険法(昭和三十三年法律第六十号)を「国民健康保険法(昭和三十三年法律第 号)」に改める。

(日雇労働者健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第六十三条 新法の施行前に旧法の規定によつて日雇労働者健康保険

法の規定による療養の給付又は埋葬料若しくは分べん費の支給に相当する給付があつた疾病、負傷、死亡又は分べんについて同法の規定による療養の給付又は埋葬料若しくは分べん費の支給については、なお従前の例による。

(町村合併促進法の一部改正)

第六十四条 町村合併促進法の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「同法第八条ノ十三第一項及び第八条ノ十五第一項本文」を「国民健康保険法(昭和三十三年法律第 号)第五条」に、「町村合併後五箇年以内の期間に限り」を「昭和三十三年三月三十一日までの間において町村合併後五箇年以内の期間に限り」に、「区域内の世帯主及びその世帯に属する者」を「区域内に住所を有する者」に改め、同条第五項中「国民健康保険法の適用については、」及び「同法第八条ノ十三第一項の規定により」を削り、同条第六項中「第八条ノ十五第一項本文」を「第五条」に、「区域内の世帯主及びその世帯に属する者」を「区域内に住所を有する者」に改め、同条第七項を削る。

(租税特別措置法の一部改正)

第六十五条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第一号中「国民健康保険法(昭和三十三年法律第六十号)を「国民健康保険法(昭和三十三年法律第 号)」に改める。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第六十六条 医療若しくは歯科医療を営む個人又は医療法人が旧法の規定による療養の給付につき支払

を受けるべき金額については、なお従前の例による。

第十一章 雑則

第六十七条 この法律に別段の規定があるものを除くほか、旧法の規定に基いてした保険給付、審査の請求その他の行為又は手続で、新法の当該規定があるものは、新法の当該規定に基いてした行為又は手続とみなす。

(従前の行為に対する罰則の適用)

第六十八条 新法の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(特別区)

第六十九条 この法律において「市町村」には、特別区を含むものとする。

(新法及びこの法律の施行のために必要な行為)

第七十条 新法及びこの法律を施行するために必要な条例又は規約の制定又は改正、新法第四十五条第三項の規定による別段の定め及びその認可、新法第八十八条の規定による国民健康保険診療報酬審査委員会の委員の委嘱の手続その他の行為は、新法の施行前においても、行うことができる。

(政令への委任)

第七十一条 この法律に規定するもののほか、新法の施行に關して必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、新法の施行の日(昭和三十三年一月一日)から施行する。ただし、第七十条の規定は、公布の日から施行し、第五十二条の規定は、昭和三十三年十月一日から適用する。

理由 国民健康保険法の施行に必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の整理を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。